

第百二回国会 議 院 通 信 委 員 会 議 録 第 七 号

昭和六十年四月十七日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 渡辺 紘三君

理事 加藤常太郎君

理事 野中 広務君

理事 鈴木 強君

理事 竹内 勝彦君

理事 足立 篤郎君

近藤 鉄雄君

谷垣 禎一君

森 美秀君

中村 正男君

中川 嘉美君

永江 一仁君

出席國務大臣

郵政大臣 左藤 惠君

出席政府委員

郵政事務次官 畑 英次郎君

郵政大臣官房長 二木 實君

郵政大臣官房人 中村 泰三君

理事部長 高橋 幸男君

郵政省郵務局長 塩谷 稔君

郵政省貯金局長 奥田 量三君

郵政省簡易保険 局長 大友 昭雄君

委員外の出席者

大蔵大臣官房企 画官 溝口善兵衛君

文部省初等中等 教育局小学校課 長 熱海 則夫君

郵政大臣官房資 材部長 松澤 經人君

通信委員会調査 室長 長崎 寛君

本日の會議に付した案件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

○渡辺委員長 これより會議を開きます。郵便法の一部を改正する法律案及びお年玉つき郵便書及び寄附金つき郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○閣下委員 私もちいせんだつてといひましようか、昨年、郵政の政務次官を務めさせていたいただいたわけでございます。昨今、新聞紙上で郵政の問題に關しまして、いいことも悪いこともる報道されておるわけでございますが、特段に私はそういうようなことで他人事ではない、心配もしたり喜んだりもしたりというようなことであるわけでございます。

特に最近明るい話として、ポストカプセルというのが御承知のように、科学万博にちなんで出されておるわけでございます。これは二〇〇一年の一月に、ですから今から十六年先にその手紙が届けられるというようなことでございまして、中曾根総理はどなたあてに出されるかということをお伺いしますと、十六年先の総理大臣あてにそのポストカプセルに入れておくという話でございます。

ました。

左藤郵政大臣はどなたにそれを出されるのか、大変興味を持っておるわけでございますが、そのことも後で答弁の中でお伺いしたいと思ひますが、そういうような明るいこと、そして郵便、郵政というものの国民に対するアピールの点もあるわけでございますが、その反面、郵便の遅配であるとか誤配であるとか、あるいはまた、特定郵便局長さんのるるの事件があつたりいたしまして、暗い報道もあるわけでございます。三十二万の大勢の方でございますから、完璧なものというのは非常に難しいかもしれせんけれども、間違ひのないように、国民の期待に十分こたえるように努力をしていただきたいと思ひわけでございます。

そしてまた、郵政を取り巻く周辺の環境というきましても、あるいは、民間の宅配便との競争における小包郵便の低下という非常に厳しい状態があると思ひわけでございますが、何といひましても、世の中の要請に郵政が十分にその時宜を得たタイミングでもつてこたえていくといううなことが、まず必要ではないかと私は思ひわけでございます。

昨年も特に、電電公社の民営化の法案などもございしたもので、高度情報社会の実現というところで、郵政が大きくクロウズアップされたのは事実でございますが、私は何といひましても郵政の三事業、貯金、郵便、そして簡易保険といううなことが一番国民に密着した重要な問題であらうと思ひわけでございます。

郵政大臣もかつて、昭和四十四年でございますが、私の地元でございますが、松山にございまして四国郵政局の局長を務められたといううなことで、そのころは大変環境が違つてきておると思ひわけでございますが、今後の郵政の三事業に對する大臣の取り組みの姿勢といううなものをお述べをいただきたいと思ひます。

○左藤國務大臣 郵便事業を初めといたします郵政三事業、御指摘のように、非常に国民生活に密着した、また、我が国の経済社会の中において果たしております役割といひますが、そういうものは非常に大きいものがあるわけでありまして、そういう意味におきまして、郵政事業そのものが今御指摘のように、我々は等閑視することはできない大切な仕事であるという認識を持つておるわけでございます。

そこで今お尋ねのように、私が昭和四十四年に松山の郵政局長をしておりまして今と今とどういふふうな違いがあるかということですが、まず郵政省全体の仕事として考えた場合には、御指摘のうな高度情報社会を目指します電気通信行政というか、そういうもののウエイトが非常に高くなつてきておるということは、その当時から見たら大変な違いがあるように思ひます。

しかしながら、郵政の三事業におきましても、そのときの時代と今日と、例えば昔地方貯金局がありました。それが今日、計算センターになつておりますし、コンピュータが導入されて、また、郵便局の窓口との会計機とのつながりといううなもので全国のネットワークができておる、こういううなことから見ましても、電気通信と申しますか、ニューメディアというものを十分駆使した体制というものになつて、国民の皆さんのサービスをお引き受けしているといううな点におきましても、かなりの違いを生じてきておる、私はこのように思ひます。

いづれにいたしましても、そういうことで郵政省としてどういふところにウエイトをかけるかといううなことは、郵政三事業が持つております地位といひますか、責任の大きさといひま

すか、そういうものが減っておるということでは決してないと思いますし、一方に電気通信行政のウエートが増加したというだけのことであつて、私はそういう意味におきまして今後とも、郵政三事業に対して努力をしていかなければならない、このように考えております。

それから今お話しのレストランにつきまして、これは二十一世紀の元旦に配達されるということ、一つの夢といえますが、今度科学万博が筑波で開かれました、それを一つの契機としましてそうした試みをしておるわけでございます。私自身も既に原稿といえますが、用意はしておるのですけれども、向こうへ行つて投函してくる機会がないものですから、近く時間が得られたならばぜひ現地へ行つて投函したい。そのときの、二〇〇一年の元旦のときの郵政大臣あてに手紙を書こう、こういうことで原稿を書いたわけでございます。

○**関谷委員**　やはり郵政三事業が郵政の基本であつて、それに今日の新しいニューメディアの高度情報関係が加つたという御答弁をいただいたわけでございますが、私はその姿勢でひとつ今後とも進めていただきたいと思つてございます。

郵政に關します一般の問題は後に回しまして、一応二つの法律案の内容につきまして質問させていただきます、その後で郵政一般の問題を質問させていただきます。

まず、郵便法の一部を改正する法律案でござい
ますけれども、郵便物の大きさが変わるわけでござ
います。が、現行の規格というのは、郵便物の効
率的な処理という観点から余り大きくならないよ
うにというような配慮で、昭和四十一年の法律改
正で定められたと伺っておるわけでございます。
ところが今度はまた、それを大きくするというわ
けでございまして、機械類におきましてもそれ
だけのものが処理をできるようになったという理
由もあることだろうと思いますが、この規制緩和
というのは利用者にとつてどのようなメリットが
あるかというようなことを、まずお伺いをいたし
たいと思います。

○塩谷政府委員 お尋ねの郵便物の大きさを緩和する理由についてでございますが、これは現在、通常郵便物の大きさの最大限が長さ四十センチメートル、幅二十七センチメートル、厚さ十センチメートルと、それぞれ長さ、幅、厚さというのが限度が固定されておりまして、その意味では規格が大変窮屈になっているわけでありまして。ですから、長さが制限内であるとか、あるいは長さとか幅が制限内であっても、厚さが制限を超えるとううだめだという大変固定的な扱いで、せっかく郵便物としてお出したげるといふような状況にあつても、そういう条件、制限にひつかるとなめだということになりますので、この意味では大変郵便の利用上、不便ではなかつたかといふふうに反省しているところであります。

それで、万国郵便条約という世界各国が加盟しておる郵便条約がございますけれども、その条約の規格では、長さが六十センチメートル、それから長さと同幅の厚さの合計が九十センチメートルということ、今申し上げましたそれぞれについての固定的な決め方ではなくて、三つとも合わせただ九十センチの範囲内でならば多少の弾力性があゝるというような決め方をしている。これに倣ひまして私ども、こういったことと比べると厳しい制限があるからこれを緩和していこうということ、利便の向上を図っていきたいというふうに着てゐるわけであります。

そこで、こういうふうに規格を緩和した場合に
 どういうような効果があるか、どういう点で便利
 になるかということでありますけれども、これは
 例えば、今の大ききぎりぎり限度を超えているよ
 うなものの例示といたしまして、大型の点字本、
 外国発行の大型の点字本などは三十六センチ、三
 十二センチという縦横の長さのものもあります。
 それからカレンダーなど、これが長さ四十五セン
 チのものもありまして、こういうようなものは今
 までは小包郵便物としてしか出せなかったわけであ
 りますが、それを通常郵便物として出せる。
 では、小包から通常で出せるということによつ

てどういう利益があるかということでございます
が、端的に申し上げまして、料金が安くなるとい
うことであります。今五百グラム以下のもので、
例えば小包で松山なら松山へ出すといたします
と、東京から第二地帯でございますので、六百五
十円になるわけでありますが、五百グラム以下の
ものでありますと、これが通常郵便物第一種定形
外ということになりまして三百五十円、三百円安
くなるということです。そういった点で、
こういった規格を緩和すると利用者にとつてよい
ことになるのではないかという理由で緩和した次
第であります。

○**関谷委員** そんなことで今、施設面においての郵便物の処理上に問題はないかというようなこともあわせてお伺いしたわけですが、その返事がちよつと漏れておりますので、それをよろしく。

○塩谷政府委員 失礼いたしました。

局舎の中の郵便物を処理する施設面の点から申し上げますと、これは大型通常郵便物でございしますが、大型通常郵便物の機械処理を行っている郵便集中局におきましては、一部機械処理に適しないものもあると思われるわけであります。

ちよつと細かいことを申し上げて恐縮ですが、横浜とか名古屋の集中処理局では、こういう大型通常郵便物を区分する装置がありまして、大きな鉄でできた皿みたいなのがずつと局内を走つていくわけでありまして、その皿にそういう大型通常郵便物を載せて区分作業をやつていくわけでありまして、これが例えば横浜集中局の場合には、長さが五十センチ、幅が五十センチの型のものであります。そういった場合、六十センチの長さ、あるいは長さ、幅、厚さを合せて九十センチということで、一部はみ出るおそれのある郵便物も出てくるわけでありまして、こういったところは、機械処理にその郵便物を任せないで手作業によつて処理していくということにしておりますので、特に問題はございません。

それから、配達作業についてでありますけれど

も、これは今までも外国から来る郵便物は、今の国内郵便物より規格の大きいものもございましたし、それから小包郵便物も配達する際には、今の通常郵便物より大きい規格のものも小包郵便物として取り扱ってききました関係上、問題はないと考えております。

○関谷委員 最近の小包あるいは普通の郵便物も、壊れて中身が外からのぞかれるというようなこともないようにはなりましたが、ひとつ大いに注意をして国民の要望にこたえていただきたいと思ひます。

それから郵便物の中でその約八割というものが、事業所から差し出された郵便物であるというふうに聞いておるわけでございます。そういうふうなことでございまして、そうなりますと、特に事業経営という観点から、事業者の大口の利用者がより便利になるように対処していかなければならないと思うわけでございます。

そういうような観点から、今回の料金の後納制度の改善というものが行われるような法律の内容になっておるわけでございますが、省令で具体的な内容については決めるということになっておるわけでございますが、その内容はどういうようなことを考えておるか。

○塩谷政府委員 御承知のとおり、今回の料金後納制度の改善につきましては、現在の法令では、担保の額あるいは担保の種類というものを法律でびしやり決めているわけであります。実態といたしまして、大口の利用者の方々にはかなり高額の担保を提供してもらっている例もありまして、これは債権の保全と郵便料金の徴収ということで、料金の債権を確保するという観点からも必要だという考え方から出ているものと思われますけれども、利用者、お客さんの方からすれば、やはりそれが負担になるという面も見逃せないわけであります。ですから、これを省令で決めて弾力的に運用できるようにしていきたい、そして、大口のお客さんが料金後納制度をさらに利用しやすくしていただけるようにしたいというふうに考えている

わけであります。

そこで、省令の内容でありますけれども、これはいづれ法案を御成立させていただいてから考えることでございすけれども、我々が検討しております内容といしましては、担保の額につきまして、一定期間、例えば三年間納期をきちんと守って納めていただいた、決してそういう料金が滞ったりするような例がないという方々には、月額の郵便料金の二カ月分の担保の額を一カ月分に減額できるような改正内容、それによって担保負担を軽減していくというような内容を検討いたしております。

また、担保の種類につきましても、ほかの法令などでも参考にいたしまして、現在は現金、有価証券でありますので、それに加えて確実な保証人の保証を追加するなど拡大する方向で検討いたしたいと考えております。

○関谷委員 今の答弁の中にもございましたように、三年間を経過しないと担保の軽減のメリットがないというようなことであるわけでございます。ましてその内容は二カ月分の担保というわけでございますから、これまで料金をきちっと守ってらっしゃる人は、既に十分大勢の方がわかつておるわけでありまして、三年間というのは余りにも長過ぎる、とにかく人を疑い過ぎたような姿勢だろうと思うわけでございまして、せいぜい一年程度にこれを短縮してもいいのではないかと私は思いますが、どうお考えですか。

○塩谷政府委員 担保額の軽減を開始するまでの期間についてのお尋ねになるわけでありまして、これは今申し上げましたように、料金後納を利用される方の負担の軽減と、もう一つ、債権の確実な保全ということも考え合わせなければいかぬわけでありまして、その折衷点といえますが調和点を三年というところで検討しているわけでありまして、一年程度ではどうかという御意見、いろいろその辺も承りまして、今後の参考とさせていただきます。○関谷委員 今回の二つの法律案の改正の目標は

私は二つあると思うわけでございまして、一つは増収、もう一つは利用者の利便を図るということにあるわけですから、そういう基本的な考え方から考えますと、本当に三年は長過ぎると私は思いますので、ひとつ善処をしていただきたいと思っております。

次に、転送料と還付料ということでございす。これは前から新聞紙上で大変な苦情といましようか、そういうような投書もあつたわけでございます。この転送料、還付料を取るというのは、考えてみましても本当におかしい話なんですけれども、そもそもの理由でこれを今日まで取っておったのか、お聞きをいたしたいと思っております。

○塩谷政府委員 現在、転送料あるいは還付料をいただいている郵便物でございすけれども、これは小包郵便物、書留郵便物、それと市内特別郵便物、差出人がその郵便物の外にお住まいである、外に住所があつて、出されるときにその郵便局区内へ来て市内特別というところで安い料金で出して、何かの理由でお返しするというときに、その市内区内に住所がないのですから、よその区にお住まいであるそこへお返しする、こういうことで、その場合に還付料、転送料をいただいているわけでございます。

この理由でございす。小包郵便物につきましては、一般にかさ高で重たいということで、転送あるいは還付を行った場合、それ相応の手間、コストがかかるということ、それから書留郵便物の場合はやはり記録扱いということで、お引き受けしてからお届けし、またそれがだめだということでもそへやる、あるいはもとへお返しする、そういう場合にも一つ一つきちんと記録扱いをしておりますので、その記録扱いに要する手間、それから市内特別郵便物は、先ほどちよつと申し上げましたように、もともと同一の郵便局区内で発着するというので、安くお引き受けしているものでございすので、その外へ戻すという手間を

考えて、他の郵便物より安いその差額だけやはりいただくことにしているわけでありす。理由としてはそういうことでございす。

○関谷委員 そうすると、今後は減収になるわけでございますが、どのくらいの減収を見込んでいますか、お伺いしたいと思います。

○塩谷政府委員 今申し上げましたことにちよつとつけ加えさせていただきますが、そういう理由はありましたにせよ、やはり現実の問題として、返ってきた、それについてまたお金を取られるというのはどうも釈然としないというような声を聞くわけでありまして、郵便のサービスそのもののイメージダウンになつてはならないかというところで、私も今回検討いたしました結果、改正してイメージアップを図ろう、それによってむしろ需要を高めていくということとで踏み切つたわけでありす。

そこで、その転送料、還付料を廃止すること、四月からずつとそれをやつたとした場合、平年ベイスで年間約八億円減収になるというふうな想定しております。ただ、今申し上げましたように、改善要望が多いということで、これを改めてすんなりお返しするというところによって、私もこれをまたイメージアップ、周知宣伝に使つてまいりたいと思つておりますので、そういう扱いで、今までそへ向かつていた郵便がこちらへ向けられないうこと、その結果需要増につながられば、この程度の減収はカバーできるのではないかとこの程度で考えております。

○関谷委員 今回の法律改正の中で、新しいことでございす。郵便の利用に密接に関連する業務でその利用上の便益を高めるものを提供する取扱いはすることができるといふふうになるわけでございますが、これは郵便局の、どういふまじょうか、率先したサービスにつながるわけでございますが、具体的にはどういふようなことをやりたいと考えているか、説明をいただきたいと思ひます。

○塩谷政府委員 郵便は、今我々の置かれてい

状況を考えますと、もつともつとお客様の多様化したニーズに対応したサービスを提供していく必要があるだろう、しかも、それを機を逸せずといひますか、適宜適切に弾力的に提供していくことが必要なのではないかと思ひます。

小形物件輸送分野におきまして宅配便等は、これは民間企業という強みもありまして、大変機動性のある機略に富んだサービスを提供しているわけでありす。我々もそれに倣つていひますか、そういう弾力性ということが必要だろうということ、今回新たに提供しようという業務は、国民のニーズなどを考えまして、郵便の利用が当然に予定される場合におきまして、郵便の利用上の便益を高めるサービスを提供したいというものでございす。

具体的に申し上げますと、郵便の利用の円滑化に資する業務といたしまして、例えば切手貼付サービス、あるいは受取人からの要請に基づく役務といたしまして、例えば郵便物を部課別に区分して配達するサービス、こういう例は外国にもあるようございす。こういうサービスが考えられます。

○関谷委員 そのサービスはもちろん、ただでするわけではないと思うわけでございす。そうすると手数料というか、そういうものはどこでどのように決めるわけですか。

○塩谷政府委員 これはいづれまた具体的なサービスを考えまして、そしてそのサービスに要する手間というものも考え、収支相償するだけの料金を決めまして、例えば郵政審議会の御意見なども聞いて省令で決めたいというふうな考えております。

○関谷委員 その料金も高ければそうサービスにつながるわけではないわけでございますから、そのあたりは十分に考えていただかないといけなと思ひます。

そしてまた、あて名変更とかあるいは取り戻し請求について、これもまた省令で定めるといふうになつておるわけでございますが、今省令とし

変換しものになるということが予想されるわけであり。したがって今後ともこれまで以上に、利用者のニーズに応じたサービスの改善に努めて需要の拡大を図りますとともに、効率化等による経費の抑制を行って、できるだけ赤字を縮小するように努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、料金改定ということでありますけれども、これは何といつても、国民生活に与える重大な影響ということを考えなければいけませんし、それでなくとも民間の宅配便、あるいは、いろいろ通信の分野で電話などいわゆる電気通信メディアの発展、競合、代替関係というものも考え合わせますと、これはいろいろ慎重に考えなければならぬ、対処すべきものではないかというふうに考えるわけであります。

いずれにいたしましても私も、経営努力というものをこれまで以上に怠りなく努めまして、何とか事業財政の健全な経営ということを心がけてまいりたいと思っております。

○関係委員 郵便料金の改定のこと余り考える必要がないように、ひとつ大いに努力をしていただきたいと思ひます。

次に、先ほど少し触れさせていただきましたが、宅配便との競争というものでございまして、郵便小包はもう宅配に任せてやめてしまつたらどうかという意見まで、一時は大変な声として出たわけでございまして。その後、皆さんの大変な努力で大分盛り返してきたようでございますが、その後の経過を御報告いただきたいと思ひます。

○塩谷政府委員 全体としての総引受郵便物数から申し上げますと、これは五十九年度の場合、この二月まで引き受けた物数、これが約百二十四億一千万通でございまして、この数字で対前年同期比二・八％の増加、全体の郵便物数は増加傾向があるというところでございまして。

それから、今お尋ねの特に小包郵便物についてでございますが、ここ数年、残念ながら減少傾向

にございました。これではならじということで、後手をとつたような感じではありますけれども、いろいろなサービス改善施策を講じまして需要の拡大を図つてきました結果、前年同期比、これも二月現在で五・八％増というところでございまして、昭和五十四年度以来五年ぶりにおかげさまで増加に転じたという結果が出ております。

この小包のうち、宅配便などと競合しております一般小包でございまして、これはやはり前年同期比一・三％の増加ということで、これまでの減少傾向に、油断はできませんけれども、ややこの点で歯どめがかかれたのではないかとこのように思っております。これも、たとえわずかではございますけれども、対前年同期比で増加に転じたのが、昭和五十一年度以来八年ぶりという結果でございます。

それから書籍小包につきましては、これはおかげさまで好調でございまして、対前年同期比一・七％の増加という数字になっております。

○関係委員 大変いろいろな努力をなされたわけでございますが、今まではどういう努力をしてどういふような結果を得た、そしてまた、今後はどういふような努力をしたいというふうに考えておりますか。

○塩谷政府委員 これまでいろいろやつてまいりましたサービス改善施策でございましてけれども、申し上げますと、大口割引制度の実施、それから重量区分の簡素化、さらに包装用品の販売、「ゆうパック」と称しておりますが、箱を買つていただくという簡単に小包としてお出しただけというものの、それから輸送システムの改善によるスピードアップ、それからお引き受けてできる制限の重量を緩和したこと、それから小包にラベルを張つていただく、お届けする、そのラベルからはがきを引き抜いて、配達しましたよという通知をお送りした人に送る、こういったサービスを実施してきました、これも効果があつたのではないかと思つております。

なお、今後とも考えておりますものといいたしま

しては、現在御審議いただいております法案にあります転送料、還付料の廃止のほか、集荷サービスの推進など、いろいろ改善施策を考えてまいりたいというふうに存じております。

○関係委員 つい先週でございまして、私、選挙区へ帰つておりました、郵便の束を見ておりますと、これは私の選挙区でございましてけれども、松山西郵便局というところで「小包いまだきにあげり入つております。大変うれしく思ひましたので、きょう私、持つてきたわけでございまして、いつでしか朝日新聞で、ある運輸の社長が、一般小包において、郵政の場合はお客様に郵便局まで持つてきてもらうシステムだ、玄関までまでは受け取りに行く宅配サービスだから負けるようなことはないんだというように言つておりました。が、郵便局もこのようにことをやり出したわけでございます、本当に私は非常にいいことだと思つてございまして。

それで、郵便といふと、どうしても全国一律というような考えがあるわけでございますが、こういうような小包などにいたしまして、とにかく機械化が進んだあるいはそれだけの要員のいる、そういうところからやつていく。一律に、公平にサービスをするというのが基本的な考えであつたわけでございますが、私は今後はそういうことで、できるところから、準備ができたところからどんどん進めていくというサービスを、郵便局も考えていかなければならないのではないかと思つてございまして。

そして何といひましても、独占の中での経営というものができない時代になつてきたわけでございます。それで、このパンフレットのように結局、郵便の営業といふものは、そういうものが真剣に考えられなければならないわけでございますが、その職員の方々はこの営業というものを十分に理解して、意識はその後変わつてきておるんだらうか、そのことを私は、こういうものを見る限り非常によくなつてきておると思つてござい

ますが、そういうような指導もどのようにやつておるか、また、現状は意識はどういうものであるかということをお教えをいただきたいと思ひます。

○塩谷政府委員 関谷先生前段におつしやいました、全国ネットワークの中で地域的な特殊性を生かした独自のサービスというお考え、まことに私もそのとおりであると考へます。やはり郵便のシステムというのは考へてみますと、これは大変複合の広いシステムでありまして、基本的にあるレベルのサービスは全国均一、公共事業として提供しなければならぬのはもちろんでありますけれども、地域的な特殊性に応じて、またその地域特有の要望があつた場合には、そういった基本的なサービスに加えていろいろ必要といひますか、ニーズに応じたサービスというのを考へていくことが、これからの郵便の課題だと私は思ひます。

そこで、お尋ねの営業意識ということでございますけれども、やはり何と申しまして営業活動の展開のためには、全職員が郵便事業を取り巻く厳しい環境について正しく理解することが前提でありまして、これは昭和五十八年、おとしであります、十四万人の郵便関係職員に「郵便事業の危機を訴える」と題する小冊子を配付して、いろいろ職員の理解を願つたことほか、いろいろ研修会、会議などの機会におきまして営業意識の高揚に努めて、事業に対しての共通認識はかなり深まつたと考へております。

こういった認識のもとに全職員、それぞれの担当する仕事の部門でお客様を意識した仕事をしようということ、全員参画の営業活動ということ、これを提唱しております。最近におきましてはいろいろ、サービスが悪い、どうもつづけんんだ、投げやりだという声も聞かれないではないのですけれども、反面、接遇態度が大変よくなつたといううれしい話も聞くわけでありまして、そのほか、今お示しの例のような小包の集荷サービスに何うというふうなことで、あるいは、暑中見舞いはがきの局外販売に一般職員が参加するようになってき

ているということで、全般的に職場の活性化が図られてきているのではないかと考えております。

○関谷委員 今後とも大いに努力をしていただきたいと思ひます。

次に最近、私たちもそうなんではないですが、非常に手紙を直筆で書かなくなった、いわゆる文字離れと申しましょうか、そういうことが非常に多いわけでございます。特に青少年などは、電話だとかテレビだとか漫画、そういう図形的なものに傾斜しているわけでございます。このままでは大変なことになると私は思います。私たちが受け取ります郵便物でも、もう九割五分が印刷されたもの、プリントされたものであるということでございます。直筆の手紙などをいただきますと、それだけで非常に相手の方の丁寧さあるいは心の温かさというのを感じるような昨今でございます。

そういうようなことで、きょうは文部省の方に来ていただいておりますが、文字を、文字を書くといひましようか、そういうことに対して学校教育とかまた社会教育の中でどのようなことが行われているのであろうか。例えば話は違ひますが、最近とみに林業の国内でつくられた材、国産材の振興ということがよく言われるわけでございます。そのときに、林業は何も木材だけではなく、水の涵養であるとか自然の保全であるとか、そういう重要なことも必要だということ、学校教育も通して、そして国内の林業のまた活性化をやつていかなければならないということも一つあるわけでございますが、そのように文字離れに対して文部省はどのような努力をされておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○熱海説明員 お答え申し上げます。

今、先生が御指摘のように私も、手紙離れとか文字離れとか、こういった現象については大げさに言へば、文字文化とか言語文化の低下につながるということで、大変心配しておるわけでございます。今学校教育でもそういった意味では、手紙あるいははがきの書き方、こういったことに

ついては、小学校、中学校、高等学校を通じて指導しているわけでありまふ。例えば国語では作文の指導というのが、一週間に小学校であれば大体二時間から三時間くらいあります、中学校では大体一、二時間こういう時間がございまして、こういったところで、その中に手紙あるいははがきの書き方というものを入れて指導しているわけでありまふ。

例えば小学校であれば、目的が一つは必要な事柄を順序よく書くということをはねらひにして書かせる、あるいは中学校であれば、目的や必要に応じて適切な形式を考えて書く、あるいは高等学校であれば、目的に応じて適切な形式や文体を工夫して文章をよりよく美しく書く、こういうふうなねらいでそれぞれやっているわけでありまふ。したがって教科書など見ても、小学校の各学年、中学校でそれぞれ、教科書にも手紙文の書き方というふうな単元が必ず入っております。

それからもう一つ、そういう手紙の文章面の指導も大事ですが、手紙とかはがきというのは形式が今特に定まつておるわけではありまふから、例えば願書とかこういったものの書き方よりはいろいろな形に書ける、こういうことで、例えば昔の書き方は今は書写ということになつておりますが、この書き方のところであて名をどう書くとか、こういったこともあわせて指導しているわけでございます。

なお、学校教育以外で社会教育でも、こういった問題を大変心配しておりますが、郵政省所管の財団法人日本郵便友の会という協会がございまして、ここでやっている事業に、社会教育の方へ補助を出したりあるいは手紙作文コンクールとかはがき作文コンクールというものを実施しております。これは文部省が後援をいたして応募が十二、三万点あるようでありまふから、こういったことを通じて我々も今後とも努力をしていきたい、こういうふうな考えております。

○関谷委員 御苦労さまでございますが、青少年に手紙のよさということを学校教育の立場からも

教えていただきたいと思うわけでございます。

それで、この寄附金つきの年賀はがきの寄附金でございますが、配付先というものを調べてみますと、これは大部分が医療と福祉関係の団体でございます。先ほどの郵便友の会にも多少出されておるわけでありまふが、私はこの寄附金なども、そういうようなことでつと文章のよさ、文字の大切さということをはねらせるためにも、教育関係の団体にもつとより多く配分すべきだと思ひます。

○塩谷政府委員 昭和五十六年度から、文化財保護及び青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業に対しまして寄附金を配分することとしたしておりますけれども、その配分状況は各年度とも約一億二千万円ほどでありまして、これは総配分額の約二〇％、二割を占めておるところでございます。今後の配分に当たりましては、先生の御趣旨に沿うように努力したいと思ひております。

○関谷委員 時間が来ましたので、最後に一問だけ質問させていただきます。

質問といひまふが、お願いをしたいと思ひます。質問でございますが、例えば電子郵便、今非常に伸びておるわけでございますが、これは手書きの直筆が当日とかあるいは翌日の午前中には相手方に届くということで大変な好評のようでございます。最近では公募いたしました名前で「レタックス」、「レターとファックスを合わせた合成語でございますが、「レタックス」というような愛称も決まつたりしたわけでございますが、そういうようなものを電子郵便切手に愛称を盛り込んで、もつと明るいデザインで五百円の切手の図案を一新したらどうだろうかと思ひますので、ひとつお考えをいただきたいと思ひます。

それともう一つは、貯金のクローバーマークというのがございまして、あのような非常に明るいマークをいろいろ考えていただいて、郵政関係のものはそういうようなものをいろいろバッグにつけるとかして、皆が喜んで持つようなそういう

ものを考え出す。例えば日本航空のJALのマークのついておるバッグなんというものは、非常に若い者が喜んで提げるわけでございますが、郵便関係においてもそれぐらいのすばらしい図案をつくりまして、そういうバッグもつくる、また、そういうお年玉つきなんかで当たれば、賞品にそういう図案化されたものがちつとついておるバッグを渡すなり、あるいは図案とは別に、話のついででございますが、簡易保険保険所なんかもあるわけでございますが、ああいうところに当たった人は御夫婦で呼ぶなど、そういうようなことも含めて、もう少し庶民と、我々国民ともつと近づいた図案というものを考えるときに来ておるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

これをもつて終わります。

○塩谷政府委員 電子郵便の「レタックス」という愛称が決まつたわけでありまふけれども、こういった愛称を盛り込んだデザイン一新、明るいイメージの切手をどうかという御意見、それから郵便のマークということについていろいろ適切な例示をいただきまして、今後とも私どもは十分御意見を参考にさせていただきますが考えてまいりたいと思ひております。

○関谷委員 ありがとうございます。

○渡辺委員長 中村正男君。

○中村(正男)委員 きょうの日本経済新聞の中で、「郵便小包復権をめざし 効率システム」ということで、小包郵便の集配について電算機で管理をしていく、こういう非常に前向きな、これから郵便事業にとって非常に意欲的な記事が載つておりました。大変素晴らしい面度三十万の職員の皆さん、努力をされておられるわけですから、先ほどもございまして、結果としては五十九年度のいわれる予算、これは事実上年度末の決算と同じようになろうと思ひますが、約百五十五億の赤字、さらには六十年の見通しも三百五十五億の赤字が見込まれております。さらに、この五十九年度の取扱高、これは郵便それから小包を含まして、まだ三月の集計が出て

○塩谷政府委員　たびたび話に出ることでありますけれども、電気通信の大変な進歩発展、それが

ら、これは小形物件輸送の分野でありますけれども、民間宅配便の著しい発展などがありまして、郵便事業の環境というのは大変厳しいことになるわけでありまして、そこで、そういう中にある私どもは、やはり何とでも事業の発展を図っていかねばならないということで、これまで幾つかのことを手がけてきたわけであります。

例えて申しますと、電子郵便サービスを全国的に拡大したということ。これはこの郵便局の窓口でもお引き受けて、それをファックスの端末のある郵便局へ送って、そこから全国ファックスネットワークで瞬時に送る、そこからまた郵便局へ行って配達する、こういうようなファックスのネットワークを拡大したということ。それから、同一府県及び隣接府県で翌日配達等の送達速度を向上したこと。それから、小包郵便料金における大口割引制度の実施あるいは重量区分の簡素化のサービス改善、こういったこと。そのほかに、区分別作業の機械化あるいは集配部門における機動車化、それから輸送部門における業務の外部委託など、いろいろ効率化施策も講じてきたところであります。

今後とも、今回御審議いただいております郵便法改正の中のサービス改善策のほか、さらに電子郵便サービスの充実でありますとか集荷サービスの推進など、国民のニーズに即応した郵便サービスの改善を進めて、何とでも必要な確保を図っていかねばならない。やはりもっと郵便を出していただいて、現在あるネットワークがさらに効果的に運営できる、大量の郵便を現在あるシステムで処理していくということになると、相対的にこれはコストダウンにつながるわけでありますので、それが何よりもこれからの郵便事業の目指す方向ではないかというふうに考えております。

○中村(正男)委員 とりわけ小包輸送、小包郵便、これの宅配業者との競争が一段と熾烈になってくると思うのです。現に運輸省では、宅配便の約款をつくっているいろいろな形で指導育成していく

というふうなことにもう既になっておりますし、これは運輸省は否定はしていませんけれども、実態としては書簡、信書にかかわるそういう輸送も一部の業者は、事業所間のメールというような形でもってやっている事実もあるわけですね。したがって、こういった小包輸送の民間との競争、これについて具体的な施策、また現状のどのくらい押しまわられているのか、数量的な面等で把握をしておられたら、そこあたりもお聞きしたいと思うのです。

○塩谷政府委員 民間宅配便が大変著しい伸びを示しております、私はそれだけ背後にそれを支える消費者のニーズ、支持があったということと、これは厳密に受けとめなければならぬと考えております。それだけ小包郵便というものが代替といえますか、こちらのサービスが悪ければ直ちにそちらへ向いてしまうという状況に立たされていると言えらるわけであります。

そこで、民間宅配便の主要五社の取り扱い個数の推移を見てみますと、昭和五十二年は五社で五社で一千万個あったわけでありますけれども、五十八年度には約二億三千万個という伸びを示しております。大変な伸びであります。そこで小包の方はどうかといえますと、こういった著しい伸長の影響もありまして、ピーク時の昭和五十四年度、約一億九千万、二億に近かったのでありますけれども、五十八年度が一億三千三百万個、これはピーク時の七割の数字になるわけであります。落ち込んだわけであります。

そういうわけで、こうしてはいられないということ、いろいろ大口の料金割引とか重量制限の緩和、あるいは小包のラベル、特にラベルを張ってお届けした場合にそのラベルからはがきを抜いてお客さんに届けるというの、これは私もはがきをやっているという商売のメリットを使いまわして、これは評判が大変いいわけでありまして、漏れ聞くところでは宅配業者は、そのサービスだけは郵便料金四十円を払わなければいかぬからやれないということでありまして、このラベルサ

ービスというものをとお客さんにやりやすいように考えていきたいというふうに考えております。

そういうこともありまして、これは決して予断は許さないでありますけれども、五十九年度の数字は、四月から二月までで小包が前年同期比五・八％増になったということで、さらに手綱を引き締めてまいりたいと思っております。

それから、申しおくれましてけれども、あるいは先生御存じだと思いますが、「ふるさと小包」という郵便局の全国ネットワークを活用した小包がありまして、郵便局の職員の方、組合員の方々が一生懸命事業所も開拓されて、郵便振替も使って効果的に、代金を送って小包を届けるという仕組みを使いまして、これも好評をいただいているところでございます。

○中村(正男)委員 要は、営業体制の強化、これは全職員挙げて意識の改革を含め、立ち向かっていかなければならぬと思うのですが、以下、そういった観点で幾つか指摘をし、考え方をお聞きしたいのです。

基本的には私思うのですが、国民の方から見れば、郵便局というのは持つてきたものを送ってやる、そういうところだという受けとめ方だと思っております。それに対して、宅配業者は送らせていただく、門口まで行って取ってきて先方へちゃんと届ける、こういう基本的な理念が違うのじゃないか。そのところを郵政当局がいかに職員の意識改革をしていくのかというのが私は根本になろうかと思うのです。

そういう観点で幾つか指摘をするわけですが、まず一つは、小包の集荷サービス、これが現状、各局ごとの施策になっているんじゃないか、もつと全国一律的に行っていないか、局間あるいは地域間のサービスの偏在が拡大していく傾向になつていくのじゃないかというふうに私は考えるわけですが、これが一点。

まあ営業という表現になろうかと思っております。これについては、それぞれの局でまちまちとした方針が局内統一された形で果たしてとれているのか。内務の職員が手すき時間にいわれる局外活動という形で、主要な会社あるいは商店を回って郵便物の利用勧奨に当たる。だから局の方針として第一に営業という意識統一が明確にされてない。内務職員が局外活動、こういう表現が出ていっている。そこあたりまだまだ意識が統一されてない。したがって計画的あるいは持続的な営業活動がなされていない、これが二つ目の指摘なんです。

それから三つ目は、定員調整。大変厳しい現下の情勢でありますから、定員調整というのが連続して行われておる。そういう過程で人員削減が進む。さらに、要員が極めて少なくなつていく中で、適正な配置が行われてない。また、定員削減という形の中で職員が減る割には管理職は減つてない。これはごく一部の職場だと思っておりますけれども、職員の数よりも管理職の数の方が多いという指摘すらある職場も出ておるわけでございます。こういう職場に営業という観点での問題が非常に山積をしているのじゃないか、そういう幾つかの点について当局としてどのような認識をされておるのか、お聞きをしたいと思っております。

とりわけ、試みに今実施されておるわけですが、営業専任者を各局に設けていくということが急がれるわけですが、これがなかなか進んでいない、そういった点について考え方をお聞きしたいと思っております。

○塩谷政府委員 幾つかお尋ねの点について、お答え申し上げます。郵便物について集荷サービスを統一したかどうかという御意見でございます。私も集荷サービスにつきましても、営業活動の一環として現在、一部の郵便局で実施しているところでありまして、今後はさらにこれの充実を図るとともに、全国的な制度化へ向けてまして人の問題、要員それから経費などを勘案しながら早急に検討していきたいと考えております。

それから、職員の定員調整などで管理職員、一般職員の定員のちよつとちよつとはぐなところがあるのではないかと御指摘でございますが、私も何と言つても人でもつてはいる職場でありますので、特に最近、全体的に職員の価値観というものが多様化しておりますことでもあります。管理職と一般職員との間の円滑なコミュニケーションを確保して、いい職場の空気を保ちたいということでもあります。それから、事業運営の状況の的確に把握していろいろお客さんの要望、意見に沿ったサービスを提供していくということで、組織の規模を適正にして、必要な管理者を配置しているところでもあります。

ちよつとお言葉返すようで恐縮なんですが、状況を見ますと、五十五年がそれぞれ、管理者が二千八百十人、それから一般の職員が十三万六千五百三十一人ということで、これを一〇〇とした場合に五十九年の数字は、管理者が二千八百三十五人、一〇〇・九、それから一般職員が十三万七千六百六十七人、一〇〇・八ということで、総体としての数字はそうちよつとはぐなというふうに考えてはおります。

それから、営業活動の強化のために営業専担者の配置ということ、これは大変ちよつともな御意見でございます。私も現在、東京中央郵便局ほか十五局に試行的に営業センターを設置して営業活動を専担、専らその仕事を担当する職員を配置しているところであります。これからこの営業センター要員の配置のあり方につきましましては、この試行状況を見ながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

何といつても先生御指摘のように、やはり外へ出かけていって郵便をいただいてくる、特にそれが潜在的に大量に見込まれる大口の差し出しのお客様のところへ出かけていくということが効果的でございまして、そういうことを目指して、こういった専担の職員を効率的に、効果的に使っていくように、効果的に働いていただけるように

考えていきたいと思っております。
○中村(正男)委員 今の答えで二つ私は指摘をしておきたいと思うのです。

一つは、管理職の数の問題。確かにトータルの数字としてはそうなっているかも知れませんが、ただ、職場での受けとめ方は、やはり一般の職員の方がどんどん減らされて管理職は余り減つてない、管理職の仕事のやり方がどうも手ぬるい、職員の側から見ればそういう指摘があるということとして、ぜひひとつ改善方をお願いしたい。

それからもう一つ、局外活動という表現ですね、これはすべての局でそういう表現になっているかどうかはわかりませんが、やはり局外活動という表現はちよつとおかしいのじゃないか、これはもうはつきりと営業活動というふうな位置づけでなぞ意思統一がされないのか、意識化されないのか、その辺、どうも我々としてはまだまだだなというのが率直な実感であります。もうそれは結構です。

そこで、そういう努力にもかかわらず、国民からの苦情が後を絶ちません。特に最近では、これは小包を含むわけですが、郵便の配達速度がまたまたおくれきてきているのじゃないか、こういう指摘があります。

それから、これは具体的なことで大変恐縮なんです。これは郵便法で定められておる問題がございまして、住民の苦情として出てまいりましてなかなか改善がされない問題であります。いわゆる速達の配達区域外。当局の説明では、かなり減つて今日現在、二百十世帯ぐらいにまでなつていて、大した問題ではないとお考えだと思ふのですが、実は私のところに嘆願書が来ています。

これは大臣も教育関係に大変御熱心なお方でございまして、とりわけこの春四月といつて、入進学の手前です。受験者それからその家庭は、そういった郵便は全部速達でやるといふことなんです。が、実際は一般住民は、その速達の配達区域外ということについての認識が極めて少ないので

すね。結果として、速達で出されたけれども、区域外だから速達扱いされてないという苦情で、これは関西の教育評論家で有名な方なんです。が、全国各地の受験者、進学者から非常にそういう苦情がしつとある、何とかこれは改善せよという嘆願書が来ています。

冒頭大臣の国民のニーズの開発ということから言いますと、今度の郵便法の改正にはこれはのらなかつたわけですが、これからの宅地開発というのはどんどん僻地化が進むわけですね。そうならば、今の規定ではこれは十分対応できない。ぜひひとつこの点については改善方を早急に検討してもらいたい。この点についてお聞きをしておきたいと思ひます。

○塩谷政府委員 今、先生おっしゃいましたように、速達配達地域外の世帯数がまだ二百十万世帯、これは五十九年五月の調査で、ございまして。私もこれまでできる限り、この事業財政が許す限りあるいは要員事情が許す限り、この速達配達地域を拡大すべく努力してきたつもりではございますが、ちよつと数字を申し上げますと、過去五年間に約百万世帯、九十六万世帯を速達配達地域に編入しまして現在、全国で三千七百九十万世帯の約九五%が速達配達地域内とはなつていてるところであります。

これを全部解消するというのはなかなか難しいことではありますけれども、なお、速達配達地域の拡大につきまして、地域の発展状況でございまして、要員事情、財政事情なども勘案しながら、逐次実施してまいるように努力したいと思つております。

○中村(正男)委員 ぜひひとつ善処方をお願い申し上げます。

それから、営業活動をさらに強化していくという点については、第一にやはり職員の協力、職員の勤労意欲の増大というのが基本的に大事ではないかと私は思うのですが、そういう観点で、近年非常に都市化が進んでおります。従来の職員の

いわゆる調整手当、これが地域によつては極めて格差があるわけですね。今までのようにそういう地域の住環境の違いというものが明らかにわかるというふうな時代ではもうないのですね。とりわけ大都市圏のいわゆる広域化されてきた都市プロックでは、そんなに差がない。しかし職員の調整手当ではかなりの差がついている。

大阪の南部では、隣接しておる市の間で、片や百分の九でありながら、片やゼロだ、こういう問題について、やはりもっと職員が納得できるように形になぜ早くやらないのか。毎年職場の労使交渉で出されているのだけれども、一向に改善されてない、こういう苦情を私は聞いていてるわけです。ぜひひとつその点についてお聞きをしておきたいと思ひます。

○中村(泰)政府委員 お答えをいたします。調整手当の適正支給という問題は実のところ、大変難しい問題がございまして、地況の変化に適切に対応して公平な支給を確保するというのは、言うは易しくて大変私どもも頭を痛めているところでございます。

郵政省の職員に対します調整手当の支給につきましては、原則的には一般給与法に準じて支給してはいるところであります。が、御承知のように、給与法適用官署というのは市街地に大体所在をしておりますけれども、郵便官署は大変数も多し、かつ、全市町村にわたつて公平なサービスを図つていくという点から、大変に散在をしております。そういった点がございまして、一般給与法とは違つた支給区分というふうなものもあるわけでございますが、いずれにしても、支給地域なり区分なりというものはある線引きをせざるを得ないという性格のものでございまして、隣接地域におきましてもどうしても格差が生ずるといふ事情は避けられないものがあるうかと思ひます。

しかし、そういった不公平のないように私どもも、原則的にある一定期間ごとに官署所在地の地況等を十分調査いたしまして、公平を期すべく努

力をしているわけですが、そういう意味では、ことはちょうど調査をする時期に当たっておりますので、十分慎重な調査をいたしまして、関係労働組合とも話し合つてまいりたいというふうな考えでおります。

○中村(正男)委員 大変抽象的な答えなんです、繰り返して申し上げておきます。大変都市化が進んでいます。特に大都市周辺の都市間では、一つの経済的なブロックとしてそれがすべての基盤になっているわけですね。そういう中で、事細かに差がついている。これは実態は言わなくてもわかつていっている。これは納得できないのですよ、そういう職員の感情面では、ぜひひとつ今日のそういう地域における広域化という観点で早急に改善をお願い申し上げておきたいと思ひます。

次に、お年玉つき郵便はがきの問題です。

現在のお年玉つき年賀はがきの景品なんです、お聞きをしますと、大変交換率が悪い、平均して五〇%、一体これは、交換されない景品については業者に買い取つていただいている、こういうことなんです、なぜ、交換率が悪いのか、その辺の原因をどう見ておられるのか、お答えいただきたいと思うのです。

○塩谷政府委員 御指摘のとおり、これは五十九年度で見ると、五十九年度の年賀はがきでございまして、交換率が全体としてはおよそ五三%というふうになっておりまして、毎年同じような状況にあります。

なぜこうなのかということにつきまして、これはどうも私も、やはりせつかくお正月、年賀の便りと同時に相手方にお年玉をお届けするということ、それに当たつたというところでラッキーなことである、そういう制度の趣旨が生かされるように、PRが不足している、その辺を見直すなどして、もっと交換率を高めるように努力すべきではないかというふうな考えでおります。

○中村(正男)委員 一つは、やはりPRの問題だと思ふのです。それから今度、そういった認識

の中で限度額の引き上げがなされたと思うのですが、既に今日の消費生活の中で余り魅力を感じない景品だ、しかも一々番号を調べてやらなければならぬというふうなことで、それこそ極めて国民のニーズから相当ずれて出ている、私はそう思うのです。

したがって、今度のこの暑中のはがきの問題も、ぜひひとつやる以上は国民に向かって大いにPRをしてもらう、さらに魅力のある景品、先ほど例えばということではVTR、ビデオのこともございまして、いろいろ創意を凝らしてぜひひとつ魅力のあるものにしていただきたいということが一つと、それから、これは先に言うべきことだと思ふのですが、基本的な問題として、こういう射幸心をおおることだけで果たしてそういう個人間の郵便が活発になるのか、そのことが果たしてそれだけでいいのかという問題だと私は思うのです。

もつともと本来の郵便ニーズを高める施策、そういうことを並行的に進めるべきではないかというふうな思ふのですが、その辺をお聞きをして終わりたいと思ひます。

○塩谷政府委員 先生おっしゃるとおり郵便の本来の使命というのは、基本的な通信手段、特に信書、はがきでございまして、か封書を早く確実に相手に届けるということになるわけでありまして、そのほか、いろいろな物品なども引き受けをして早く配達するということも大事でございまして、そういった基本サービスに加えて、そういうプラスアルファといひますか、何か潤いを添えるということ、また相手方に届いたはがきがくじに当たつて何かの物品がもらえる、そういうことがやはり一つの刺激になりまして、基本的な通信需要そのものが拡大するということにならばいいというふうな私ども認識している次第でございまして。

おっしゃるとおり基本は見失わないで、なおかつ、ほかに付加価値的なサービスで郵便需要が喚起できないかということを考えてまいりたいと思ひます。いろいろ御意見をまた拝聴させていただきます。

きたいと思つております。

○中村(正男)委員 これで終わります。ありがとうございます。

○渡辺委員長 武部文君。

○武部委員 きょうは郵便法の改正の問題であります、この郵便が貯金、保険に大変おくれで、よい競争時代に入つてきたわけでありまして、貯金、保険では、今も営業活動の話がございましたが、割合お客様という言葉は通用しておたわけですが、郵便事業ではお客様というのはまだまだちよつとごちない、そういう空気です。これは現場へ行つてみれば一番よくわかるので、そういう面では、やはり競争時代に入つた郵便事業、この中で職員の意識改革、これは大変必要なことだし、特に職員との対話、一遍にはそう変わらぬと思ふのですが、しかし電報は実に見事な改革をやつてのけた、これは大いに見習う必要があると思ひます。

電報は一日から民営になつたわけですが、加入者、利用者がまさに四月一日を契機にお客様という変わりようは私には実に見事だつたと思ひます。これには相当な準備があつたようすけれども、郵便もそういう面では郵政省、郵政局、現場十四万の職員、なかなか七十七万人は外勤でありますから、そういう諸君との対話を深めてもらう必要があると思ひます。

私は先日、業界紙を見て知つたわけでありまして、郵政省が初めて主催してポスタルフォーラムというものを開催された。「郵便に関するお客さまのご意見をうかがう会」ということのようにあります、大口利用者が百社参加して大変有意義な会合であつた。ここで百社の代表三人の方が意見を述べておられるようであります。私はこれは業界紙で意見を拝見いたしました。多様な要望が郵便事業の中で次々と郵政省にぶつけられておる。大変参考になる記事でございました。

この中で日本ダイレクト・メール協会の理事長が述べておられるのです。最近、長年つき合ひをいたしておる私どもダイレクト・メール協会の会員

すら腰を抜かさんばかりの驚きをもつて拝見するほど、郵政省は大きく変貌してきておると。これはちよつと大げさです。腰を抜かすほど余り変わつていないけれども、今いろいろな政策を郵政省が郵便に關してお出しになる、これはまさに郵便事業の中で画期的なことだ、私たちもそう思ひます。

戦後の四十年の経過しか私はわかりませんけれども、その郵便の歴史の流れを見ておつて、確かに画期的なことだ。ですから、このダイレクト・メール協会の理事長は、腰を抜かさんばかりに驚いたという表現をやつておられるのですが、それほど郵便対策が変わりつある、これは外部の人の目にもそう映つておる、それがどんな効果を上げておるかということが問題だと思ふのです。一体そのことが利用者のニーズにどうこたえておるだろうか、これが私は問題だと思ふのです。

先ほどいろいろやりとりがございました。この記事が出た後、ついせんだつて三月二十八日の読売新聞を見て、私はこれまたびっくり仰天いたしました。この読売新聞は相当大きなスペースを割いておりました。「速い新商品もいろいろ配達ちゃんとして」、こういうタイトルです。中の記事を読んでみたところが、郵政省が七万六千枚の広告を電車の中にお下げたとか、電子郵便だ、ビジネス郵便だ、郵便小包だ、そういうものについて速く配達いたしますとか、外国郵便も翌日には着きます、いろいろなことが書いてある、しかし国内の配達には当てにならないとも書いてあります。

どういふことが書いてあるのかと思つて読んだところが、神戸中央郵便局から月、火、水と続け投函したものが、木曜にまとめて東京中央郵便局区内に配達された、外国に翌日配達できると宣伝しておいて、国内がこれではだめじゃないかという記事でありました。昨年の二月の郵便の輸送の大改革というのはまさに画期的でございました。これは郵便事業の中でまさしく歴史に残る改革だと私は思つております。ところが、こういうこ

とがあつた、そこで双方の局に聞いてみたけれども、双方の局とも答えられない、首をかしげらばかり。なるほど、これは通常のもので書留でも何でもありませんから、調査もしかねると思うのですけれども、こういう事実が大々的に報道されました。

せつかくあのように皆さんが郵便事業で次々と新商品を打ち出して、職員もこれに何とか沿わなければならぬといつて努力しておる。にもかかわらず、片一方でこういうことがあるということが出ると、我々も水をかけられた気持ちになつてあの記事を読んだのですが、ごらんになりましたか。

○塩谷政府委員 武部先生御指摘の読売新聞の記事は、私は大変つらい思いで読みました。なぜかと申しますと、いろいろ需要喚起だと申しまして、そのもとになるのは郵便という送達手段に対しての信頼、郵便を使えば一日あるいは二日で着くといった時間的なメリットがあつて初めて出て出しているわけである、そういう気持ちになつていただけるわけでありまして、ですから、そういう営業ムード、営業に浮かれムードと言つては語弊がありますが、そういうことで浮かれてはだめだよ、基本は業務の正常運行といふことか、きちんとしたサービスをお客さんに提供することだよという警告の意味で受け取つた次第でございます。

○武部委員 私ども部内に育つた者として、今の郵便事業の流れには非常に関心を持っておるわけですが、皆さんも非常に努力されて成果が上がつてつあるとき、こういう記事が出る、本当に一生懸命やつておる者はショックだと思ふのです。ですから、こういうことのないように、神戸から東京へこんなことでは問題にならぬわけであつて、せつかくの皆さんの努力があの記事によつて大きく後退したような気がしてならぬわけですが、ぜひこういう点についての配慮を今後も続けてもらわなければならぬと思ひます。確かに通信が多様化して電話で事が足りる。しかし、郵便の持つ記録性、現物性という特殊性は他に負けないものを

持つておるわけですから、そういう点を宣伝することによつてニーズにこたえられる立派な商品だと我々は思つておるわけでありまして。

そこで、代表の意見、要望を読んでみたわけですが、やはり問題は小包ですね、ダイレクトメール、小包が問題になつておるようでありまして。先ほど来いろいろお話が出ておりますが、宅配便は大手九社で六十年度の目標は四億八千万と宣伝されております、この会合に出られた方の発言でもそのことに触れられたようです。最大手のクロネコヤマトの社長が新聞に大変な豪語をしておるわけであつた。五十九年度、今年度は四億個を突破することは間違いない、これは五年前の十数倍の個数になる、この調子はこれから五年先ぐらゐまで続くだろうという見通しを彼らは持つておるようでありまして。

そうすると、今この宅配便と競争して郵便局も、いろいろな意味で利用数もふえ始めたという状況であります、それならば彼らは一体何をやるだろうか、これから先どういうやり方をしてくるだろうか、こういう点を郵政省としても考えていかなければ、これに太刀打ちできないと思ふわけであつた。今宅配はほとんど家庭から家庭へ送つておられます。今度は家庭からではなく、産地から家庭へというキャッチフレーズで、あるいはメーカーから直接家庭へ送るんだ、贈答品なんかはそういうやり方をしよう。

彼らもいろいろなことを考へて、今度産地直送をする。これに対応するのが、先ほどあなたが述べになつたような一村一品運動、こういうようなことで、いろいろな特殊の品物を郵便局を通じてやり始めた。これは家庭から家庭へ、産地から家庭へというそういうこととタイアップしたやり方ではないか。相手もそこまで考へておるわけですから、今せつかく郵便局の、点在を各特定局で特殊な産地の品物を努力して、余り大した数にはまだなつていませんが、おやりになつておる、これは郵政省の目玉の商品としてぜひ育ててもらわなければならぬ、このように思ふわけであつた。

す。

ここでもう一つ申し上げたいのでありますが、宅配をやつておる大手の九社は、郵便局には絶対に負けない、この自信を持つておる最大の理由は、一般小包はお客に郵便局まで持つてきてもらう、これが郵政省のやり方だ、我々のように玄関まで受け取りに行く宅配サービスというものが、郵政省に攻められて守りに回るようなことはないといふことを自信を持つて述べておるようでありまして。といふことは我々に、そのことをやれば相手と太刀打ちできるということをも暗示しておるわけでありまして。

そこで問題は、ここに書いてあるような取りに行くと、これはまたなかなか難しいのであります。量によると思ふのです、それから距離によると思ふ。そういう点で、市街地特有の宅配便と太刀打ちするのは、容易なことではないと思ふのですが、将来皆さんの方は、この宅配便と競争をしてさき言つた産地から家庭へといふ、これは今特定局がやつておるあの方法でやれると思ふのです。問題は、受け取りに行くそのやり方を今よりもっと広めていくといふことで、これからどういう計画でどの程度のものを取りに行こうとしておるのか、こういう構想があればちよつと述べていただければいいか。

○塩谷政府委員 小包といふものは、小形物件を引き受けて届けるというサービス、これは今の利用状況からいいますと、出してもらうのを待つといふだけでは済まされないと、やはり取りに伺うといふのが第一であるといふ点は、まさにおっしゃるとおりでございます。

私も今郵便局、特に集配普通局を中心としたしましてそれぞれの局で、特にこれは随時サービスと言ひまして、大口にお出しただけのところなどから電話をいただいて、そしてその都度取りに伺うといふようなこと、大多数そういうサービスをやつておると思ひます。定期的に、網羅的にといふことになりまして、なかなかその辺についての人の手当てとかいろいろまだ準備する

ことが多うございまして、それを全般的に広げるといふことについては今、いろいろ検討を進めておる段階でございまして。できるだけそういう方向に近づけたいと思つております。

そのほか、考えられることとしては、局が直接といふことでなくて、これが委託形式で取りに伺うことはできないのかどうか。あるいは、身近なところにもつとてお出ししやすいような場所を考へるといふ意味で、切手売りさばき所などで郵便小包をお預かりする。今一部試行してはおるわけですが、これを数を全国十一万ございまして、そういったネットワークといふことができます、それが考へられないか、こういったことは今検討している最中でございまして。

○武部委員 これは相手と競争するのは非常に難しいと思ふのです。民間は今現在で二十六万の取次店を持つておると豪語してゐます。二十六万店、こういう取次店を持つておる、一個でも取りに行く。そこで郵便局がこれと対抗するといふのは、並み大抵のことではないと思ふのです。

しかし、競争の問題点はこのことと私は思ふのです。ですから、例えば簡易郵便局あるいは郵便の切手売りさばき所、いろいろな問題が考へられますが、これは非常に難しいけれども、ここに一つの焦点を絞つて、これからの郵便小包の宅配との競争はいかにあるべきかという点について、先ほどの特定局の問題とも並行して、ひとつ慎重に、早急に検討を加えて、ぜひひとつ小包がこういう点で、郵便局は宅配に比べて信用が非常に高いわけであつた、この点は相手が何と言つたとしても、私は先日、国民生活センターで調査してみまして、宅配便に対してどういふ苦情が来ておるか、内容を調べてみました。これはやはり信用問題です。留守だつたら、玄関の横の方に置いて帰つちやつた。隣の家へ預けた、隣の家の主人は知りません、隣の家とけんかが始まつた、こういう事例はたくさんあるようであつた。そういう意味では、やはり郵便局は信用度があるわけですから、向こう

は太刀打ちできぬわけです。こんな点を考えながら、小包の問題についてはひとつぜひ民間に負けないような努力を続けてもらいたいと要望しておきます。

この三者の要望の点を一つずつ私は見てみましたが、これを全部郵政省にのめと言ったって、なかなか難しいことでありまして、そう簡単にできませんが、この中で私は二つお尋ねしてみたいと思います。

大量郵便物の割引制度ということをおの方たちは述べておられます。特に先進国に比べてこの大量郵便物の割引制度がかなりおくれであるという感じが、こういうことを述べておられるようですが、外国の割引状況というのはどういうことになつておりますか、わかっていたらちよつとお答えください。

○塩谷政府委員 申しわけございません。ちよつと外国の例、手元に持ち合わせておりませんので、後ほど……

○武部委員 これは書店の方が言っておられるようにですね、書籍のことのようでございますが、それに関連をして、一種、二種、封書、はがきと同時に配達できる二キログラム程度までの軽量小包、これは配達の効率が非常に高いわけですが、こういう配達の効率が非常に高い、別に小包として配達に行かなくて、一種、二種と一緒に持つていって配達すれば効率は高いわけですから、そういうものを割引したらどうかというこの主張は、私は当然だと思ふのですが、そういう主張がこの意見の中に出ておられるんですね。こういう点については、あなた方として考える余地はないでしょうか。

先ほど答弁の中に、書籍の小包が非常にふえておるといふ数字をお述べになりましたが、民間もこれに注目しておられるんですね。宅配便の諸君も、郵便局の増加は書籍小包にある、こういうことを認めておられるんですね。これは自分たちは太刀打ちできぬと言っておられるようですが、そういう面から見ても、さらに効率を上げるためにそんなよ

うなことを考える余地があるのかどうか、これはいかがでしょうか。

○塩谷政府委員 この御意見によりまして、第二に軽量割引、定形小包制度を導入したらどうかという御意見であります。「一、二種と同時に配達できる二キログラム程度までの軽量小包は配達効率も高く民間との競争力もあるため。これには取次店の拡大、集荷サービス、持ち込みにはさらに割引などの配慮が必要。」という御意見であります。これは私もまだいろいろ子細に検討をしていくことになるかと思ひますけれども、今のさしむきの感触としては、ちよつと実施は難しいなという感じがいたします。定形小包制度というものを導入してもそれだけで、作業効率の点で殊さら際立って変わるといふあれもございません。したがって手間としては、そうでない小包とそう変わりはない。したがって、これだけに料金の差を設けるといふことになりまして、いかになものかなという感じを抱いております。

○武部委員 先ほど申し上げましたように、要望は大変たくさんございまして、これを一々全部聞いておいたら、とてもじゃないが郵便の利益どころの話じゃない、赤字がどんどんふえる一方ですから、そう簡単には受け入れられませんが、そういう要望がかなり郵便にあるというところは、この記事を見て素人の我々にもわかるわけでありまして、これはひとつ検討を加えるものは検討して、できるものからやっていくということがやはり必要ではないだろうかと思っております。

三種、四種の条件緩和、これはよく我々も耳にするわけでありまして、現在のこの三種を年六回程度ぐらゐから適用したらどうかという意見、まあ二カ月に一遍ですね、小型新聞は皆大体これですから、そういうものも三種の適用をしたらどうかという意見もあります。これについてはどういふ郵政省のお考えでしょうか。

○塩谷政府委員 三種、四種の郵便物であります。ここに書いてありますように、確かに条件が緩和されれば利用通数がふえるわけでありまして、「配達の効率化と年間の一定収入の確保になろう。」ということには大きな魅力ではございませう。反面、三種、四種郵便物というのは、現在の料金を前提として考えた場合、先生よく御存じのとおり、特に政策的な観点から安く設定しているところでありまして、その分は他の郵便利用者の負担によつて賄われている、いわゆる総合原価主義によりまして運営されているということでもございませう。その辺、いろいろな問題点なども慎重に考え合わせなければならぬ提言ではあるなという感じがいたします。

○武部委員 私も別に、三種を年六回でいいという意見はもちろん持っておりません。ただ、そういう要望が非常に強いということがあつて、この代表の方もそうお述べになつたと思うのですが、郵政省の見解をちよつとこの機会に聞いておきたかつたわけでありませう。

もう一回重ねて申し上げますが、要望の中で非常に強い、大量に持つてきた場合の割引郵便制度、これについては郵政省としては現在のところ全く考えていないというふうな受け取り方ではないのか、それとも、これから小包をもとへ戻し、さらに量をふやすためには、そういうことをやれば——さつき外国の例がわからなかつたとおっしゃるが、この方たちは外国に比べて率が非常に悪いんだということを言っておられるわけですから、こういうものによつて小包の量を取り戻し、ふやすことができるのではないだろうかというようになことが考えられるが、全く今のところ郵政省郵務局としては検討に値しないとお考えなのかどうか。

○塩谷政府委員 現在、小包郵便物につきましては、大量にお出しただいた場合、一定の割引をしていっております。

あと一般の通常郵便物につきましては大口割引、いわゆるバルクメールという制度を採用するかどうかということにつきましては、これは先生今おっしゃいましたように、私手元に持ち合わせておりませんで失礼いたしました。外国の郵便の実

態をいろいろ検討いたしました。外国では大分その例がポピュラーなように承っておりますので、その内容をよく検討して、我々の日本の郵便のパフォーマンスといえますか、郵便利用の動向と照らして、どういふふうな考えたらいいかなということを検討してまいりたいと思っております。

○武部委員 わかりました。これは懸案事項だと思ひます。

話を交えて、先ほど同僚議員から定員調整の話が出ましたが、私もこのことについてちよつと見解を承りたいのであります。

確かに道路もよくなり、物数に異動があつたり、変化が生じたり、それが定員に影響するであろう、これはわかります。ただ問題は、田舎の実態というものを郵政省はもつと的確につかんでおいていただきたい、そのことと定員調整と関係があるから私は申し上げるわけでありませう。これはもう御承知のとおりであります。田舎は一軒家に至るまでほとんど日刊新聞をとつております。田舎へ行つてみると、新聞の取次販売所があるところは、その近所の部落だけは取次店の家族や店主が配達するのですが、一軒家や遠くの部落には、全部持参をしてきつと特定局へ持つてくる。これは一部たしか二十五円です。百軒配ることをやめて郵便局へ持つてくれば二千五百円、二百軒で五千円、これをやっております。

ですから、田舎の特定局へ行つて郵便物を見ると、ほとんどが日刊新聞です。これは間違いないのです。どんな山奥でも新聞だけはとつておるのです。何ばテレビが発達したつて、ローカル紙をとりまして、見ておるのです。これは遅くはないかぬ、やはり定刻に持つていかなければならぬのですから、山坂越えても一軒家でもみんな持つていつておる。ましてや、あしたは台風だというふうなときには、その辺のやつも全部ひつくるめてこそつと持つてくる、こういうのが実態なんです。

そういうことで、特定局の外勤というのはまさに山の中の一軒家まで、これはどんな一軒家で

そういうことを考えると、やはり定員調整は机上で拙速にやるべきものではないということ、私はつくづく感じておるわけですが、こういう点で、郵務局は定員の問題についてどういうお考えだろうか、これを聞いておきたいのであります。

○塩谷政府委員 山間地の配達、特に冬季のような場合の郵便集配作業の難しさは、先生おっしゃるとおりだと思います。我々もそういう実情というものは十分踏まえていろいろ企画事務をやつていかなければいかぬと考えておりますけれども、お話しのお郵便局における定員調整でありますけれども、これはその郵便局が立地する地況の変化などに伴いまして業務量に変動が生じておりますので、それに見合った適正な定員の配置を行おうというふうに考えているところであります。

現実には四年間も千三百七十通を我が家にとって帰つて物置に隠しておる、こういうことが大々的に報道されれば、本当にまじめに毎日毎日難儀な山坂を越えてでも配達をしておる外勤職員にとつてみれば、本当にたまたまぬと思うのです、こういう新聞記事が出れば。私はこういう点はやはりできるだけ、請負が全く要らぬとは思いませんよ、それは冬季になれば配達区域を細分化しなければいけませんから、とても歩いてはいけませんから細分化される、これはわかります。できるだけ本務者でやらないと、どうう事故が起きて、そのことが郵政省、郵便局の名譽を失墜し、信用を落とすことになるわけです。

これはたまたまついせんだつてわかつたわけですが、かつて今までにあちこちでこんなことがありましたね、それはやはり請負者なんです。それはそれだけの公務員としての待遇も何ももらつておらぬ。ただ臨時に雇われて、そして賃金を少

私も経営の立場から申しますと、やはりこの山間地とか離島など、郵便局から距離が遠くて一日の配達物数が少ないような地域、あるいは冬の一次的な時期に作業時間が増大する場合、こういったときは、やはり合理的あるいは効率的な経営の観点から、請負にお願ひせざるを得ないということでもあります。そういった意味で、こういう制度はこれからも維持させていただきたいと思うわけでございます。ただ、そういった事故、犯罪ということがないようないろいろ業務面の監査、指導などは、今後怠りなく努めてまいりたいと思っております。

○武部委員 このことはこれでやめますが、できるだけ本務者が国民からの信書を配達する、これが建前なんですから、例外がさらに枠がふえるというようなことは間違ひなんですから、そういう点はひとつ間違ひないようにやっていただきたいと思ひます。

もう一つ最後に、先ほど来いろいろお話がござ

どうも年賀はがきの景品というのは、私も魅力がないと思っておりました。ですから、今度はそういう意味では、ちよつと交わつたやり方をしたならどうだろうかということを考えておる者の一人でありまして、先ほど局長の答弁の中に、主婦の意識調査の三番目に国内旅行ということがございましたね、私は実はこれを考えておるわけであります。郵政事業は、郵便、貯金、保険、三事業の一体だ、こういう考え方に立つて、賞品の中の項目に国内旅行に関係をする一つを設けたらどうかという提案であります。たまたま通信保養所は全国に三十三カ所、郵便貯金会館は十五ヶ所、保険の保養センターは七十七カ所、全部で百二十五カ所、これは宿泊可能な立派な施設であります。これが全国に散在しておるわけであります。この百二十五カ所を有効に使つたらどうか。

ですからこの景品の中の一項目に、例えばお年寄り二人が二泊三日ぐらいでそこに旅行をする、その料金は全部無料ということにする。例えばお年寄りの日にでもやれば、子供や孫が当たって、おじいさんとおばあさんにそれを進呈して、最寄りの保養所、センターに二泊三日間無料の券を当たる」と出す、それ以外はまあ自分で払わなければいけ

ませんが。百二十五カ所もあるわけですから、そう遠くまで行く必要もない、近県に立派な保養所やセンターがあるわけですから。この郵便貯金あるいは保険の施設を使ってこういうことをすれば、これはまた貯金や保険のPRにもなるわけです。ここが郵政の三事業一体ということになって、郵便だけ別な賞品をつくってやらぬでも、貯金、保険とタイアップしてそういうことをやったらどうか。私は前から考えておったのですが、ちょうどこういうことをおやりになるならば、お年玉にはちよつと向かぬかしらぬが、今回のこの新しいはがきの発売を機にひとつ検討をしてみたいものだらうか。

先ほど聞いておたら、関谷議員の発言の中にもちよつとこのことがございました。ですから、やはり同じようなことを考えておるなと思つて私は聞いておったのですが、こういうことが郵政事業と国民というものを結びつける何か一つの手助けにはしないだらうか、何もよその施設を使うのじゃないんで、郵政省の施設なんですか、郵便局が発行するはがきなんですか。そのことは全然考えたことはないでしょうか、どうですか。

○塩谷政府委員 三事業一体としてのPRという観点で、先生大変貴重な御意見をいただきました。私もこの景品につきましては、いろいろな御意見もあるのを承知しております。これから所定の手続が終わりますので、この景品を考える段階に至りましたならば、関係方面の皆様方の御意見、もちろん当委員会でも審議されました際に出された御意見なども十分参考にさせていただきます。また、皆さんに喜ばれるような景品を考えたいと思つております。

○武部委員 聞きおく程度ということにせずにとつ慎重に考えて、保険局長や貯金局長とよく相談をしていただきたいと思います。

大臣には、せつかく来ていただきましたが、あなたは何でも知っておられるので、別に言わぬでもいいと思つて質問をいたしませんでしたが、その点、御了承ください。

終わります。

○渡辺委員長 山田英介君。

○山田委員 最初に、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、何点かお尋ねをいたします。

新たに引き番号つきのはがきが発行できるという、その範囲を拡大しようというわけでございますけれども、お年玉つき郵便はがきの過去の売れ行き状況。今一枚四十五円ということで寄附金つきの年賀はがきが発売されているわけでありまして、利用者側の方に何か特段の変化なり、そういうような状況の変化が見られますでしょうか、まずその点からお伺いしたいと思います。

○塩谷政府委員 お答え申し上げます。

寄附金つきの年賀はがき、この絵入り年賀はがきでございますが、これは昭和五十七年度から発行しておりますけれども、各年度とも順調な売れ行きでありまして、完売しております。地方によつては絵入り年賀はがきの方が、寄附金なしの四十円のはがきよりも早く売り切れている状況でございます。五十七年、五十八年、五十九年、いずれも二億四千万枚、大体十二月の二十日から二十二日ないし二十八日ごろに売り切れております。

○山田委員 資料を見てまいりますと、五十六年度にくじつき寄附金つきはがきというものが七億枚発売されております。この七億枚という発行枚数は、最近十カ年をずっと見てまいりますと、非常に飛び抜けて枚数が大きいわけでございます。この当時の背景等ございましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○塩谷政府委員 昭和五十六年にこの寄附金つき年賀はがきの発行枚数が七億枚と突出しているわけでございます。これはどういふことかと申しますと、昭和五十五年度にお年玉法、略称しましてお年玉法と申し上げますが、一部改正によりまして配分対象が拡大されて、文化財の保護を行う団体、それから青少年の健全な育成のための社

会教育を行う団体が新たにつけ加えられました。そのため、寄附金をつけ加えた寄附金つきはがきを昭和五十六年度は七億枚にして、寄附金額の増大を図つた次第でございます。

○山田委員 この五十六年度におきましては七億枚、五十七年度から見てまいりますと、二億四千万枚ということと、この寄附金の額を一元から三円に大きくされているわけでございます。五十七、五十八、五十九年度とこの三カ年度、二億四千万枚で推移してきているわけでございますが、これは五十六年度には、今申し上げましたように四十一円、五十七年度から四十五円という単価の差はありますけれども、三カ年度連続で二億四千万枚完売されてきておるわけでございますので、今後ふやせるのか、その辺の見通しでございますか。

○塩谷政府委員 昭和五十六年度は発行枚数が七億枚でありますけれども、これは付加している寄附金が一円であつたわけでございます。そして五十七年度以降は今、先生おっしゃいましたように、付加する寄附金の額を三円としておりますので、そういった意味では単純に比較することはできないと考えております。

発売枚数の増加につきましては、今後の販売状況などを見まして検討したいと考えております。

○山田委員 寄附金を集めたりあるいはそれを所定の団体等へ配分をする経費というものがあつたわけでございますが、その中身につきまして、どういふものが含まれているのか御説明をいただきたいと思ひます。

○塩谷政府委員 お年玉つき年賀はがきの寄附金につきましては、寄附金総額に前年度からの繰越金それから利子分等を加えたものから、寄附金つき年賀はがきの調製に要した費用、それから寄附金の管理費などを引き残した残りの金額を配分いたしております。

○山田委員 これはこちらでちよつと計算してみたいのでございますが、お年玉つきの寄附金の集め

られた額といひますか、ずつと、五十年から五十五年度までは五億円、それから五十六年度は四十一円、一円の寄附金ということと発行されたので七億円、それから五十七年から、再三お話ししておりますように三円の寄附金ということと、今度は四十五円が発売されてきておりますが、七億二千万円の寄附金が集まつております。これは五十九年度も七億二千万円。配付する、寄附金を差し上げる団体が五十九年度で見ますと、百二十二団体に配付をされておる。その配付寄附金の額を見ますと、ずつと推移がありまして、五十九年度実績では六億五千八百八十二万五千円、こういう規模になっております。

私は、集めた寄附金と配付された寄附金を比べてみたんですが、その差額がいわゆる経費、寄附金を集め、配分する経費、こういうことになりまして、五十七年度が八千六百五十二万五千円といふことで、非常にはね上がったてきているわけでございます。五十八年は四千七百二十六万一千円といふことで、これはまた経費が非常に小さくなつております。この寄附金を集め、配分する経費が、集められた全体の寄附金の中でどのくらいのパーセンテージを占めるか、経費率といひますか、それで見てまいりますと、申し上げました五十七年度が経費率が二・〇二%、五十八年度が六・五六%で、非常に差があるわけでございますが、これは一体どういふこととございますか。

○塩谷政府委員 これは五十七年度におきましては、寄附金の申請総額が少なく、約二千二百万円を五十八年度に繰り越している関係でそういうことになっているわけでございます。経費の額としてはそう変わつてはおりません。要するに、寄附額が変動、でこぼこがあつたといふことでその経費率が変わつていっているわけでございます。今二千二百万円の繰越額がなかつたとした場合を考えてみますと、五十七年度の差額は六千四百万円、五十八年度は六千九百万円といふことで、平準化していると思ひます。

(委員長退席、吹田委員長代理着席)

○山田委員 二千二百万円ほど申請がなかった、配付できなかった、いわば余ったということだと思ふのですけれども、これは寄附金という性格からいいますと、押しつけるということもおかしいし、また逆に、十分PRという言葉もなじまないかもしれないが、申請をしてくる側からすれば、よく知らなかったという部分もあるいはあるのかもしれない。

したがって、これは五十七年度限りで、その年度で集めてその年度で配付するというのが、寄附金の性格からいって適切なのだらうと私は思つておるものですからそう申し上げるのですが、五十七年に余つた二千二百万円というのは、この年度限りなんですか、それ以前にもこういうケースはあつたのでしょうか。今後やはりそういうことがないように対応しなければならぬだらうと思つておりますが、その点いかがでございますか。

○塩谷政府委員 せっかくはきを使つていただいている方の浄財から成る寄附金でございますから、できるだけ制度の趣旨が御理解が行き届いて、寄附の申請がある、それがそういう年度でこぼれがたの望ましいわけでございますが、たまたまどういふわけか、五十七年はそういう事態があつたのですが、過去においてそういう例はございません。

そこで、翌年の繰り越しという場合の根拠といふますか、繰り越しても差し支えないだらうといふことでやりましたそのあれといたしましては、この法律の第八条で「配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金つきのお年玉つき郵便葉書にその額が表示されてゐる寄附金とみなす。」という規定によりまして、さう措置させていただいた次第でございます。

○山田委員 趣旨からいまして、五十七年度の

ような余るといふようなことがないことが私は望ましいと思つておりますので、今後またいろいろと御努力いただきたいと思ひます。

次に、お年玉つき寄附金なし、これは非常にいろいろな種類がありまして、その意味でなかなか難しいわけでございますが、お年玉がついて寄附金はなしという年賀はきで伺ひますが、お年玉の金品の単価の上限、従来は定額制、これは昭和二十五年あたりは特賞が金品単価最大限二万円、四十二年から一等という呼び方になりました、これは二万円、現在までは五万円というのが金品単価の上限である、はきき単価の五千倍、こうした定率制にする、これは今までも御答弁があつたかと思ひますが、簡潔に。

この上限二十万円、今四十円ですから五千倍で二十万円ということになれば、恐らく年賀はきに中ではあるいは、これから対象範囲を拡大する中では出てまいります暑中見舞いはきに比べて、非常に人気が出て需要がより大きくなつてくるだらう、私はそう思つております。五十九年度のお年玉つき寄附金なしという発行枚数を見ますと、三十一億六千万枚出ております。暑中見舞いはきも従来より売れ行きが非常によくなるだらうと予想されますが、くじつきの暑中見舞いはき、これはどのくらい発行なさる予定にしておられますか。三十一億六千万枚を五十九年度に発売してゐるわけですか。ここに上限二十万円の金品単価の賞品を一等でつければ、これは相当伸びていきますね。また需要がさらにふえると思ひます。発売枚数は三十一億六千万枚からさらにふやす御予定がありますか。その場合に、一等というのは今までも何本あつたのか、発売枚数をふやしていった場合には、さらにこの一等の本数をふやしていく御予定なのか、この辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○塩谷政府委員 先生お話ししの三十一億六千万枚、これはお年玉つき年賀はきの例でございます。これが昨年というか、ことしの年賀で発行された枚数でございます。これは今お話がありましたように、賞品が変わりました二十万円ぐらいのものも出せるということになれば、多少需要増も見込まれると思ひます。その辺はちよつとまだ私ども、これから考えまして来年の発行枚数を決めたいというふうに思つております。

なお、一等は三十万本に一本という比率でございますので、枚数がふえれば当然、それだけ一等の数もふえるという仕組みになっております。

○山田委員 暑中見舞い用のはききの発行枚数は、五十九年度見ますと一億八千万枚。今次法改正でくじつきとなるわけですね。暑中見舞いはきもくじつきとなるわけですね。初年度六十一年度はどの程度の発行枚数を予定されておりますか。

○塩谷政府委員 昨年の暑中見舞い、一億八千万枚おかげさまで買つていただきました、ことは何枚出すかというのを、昨年の状況を見まして考へておるところでございます。来年は、法律が通りましたときに、くじをつけてどれぐらいの需要増が見込まれるか、その辺、去年、ことしの売れ行き状況など、それにプラスくじつきという要素も勘案して決めたいというふうに考へております。

○山田委員 この法律改正案につきましては最後の質問になりますが、五十六年に郵便法を改正いたしましたので、そして年賀はきの絵の印刷代を別に二円いただくようにしてゐるわけですね。それで、あと寄附金が三円で、合わせて四十五円となつてゐる、そういう種類のはきがあります。これは五十七年度から実際に使はなされてゐるわけですね。けれども、いわゆるこの印刷代を発売価格に上乗せをした、加えた、この加えるという方法は、年賀はきに限つたことなのですか、それとも、将来くじつき等の暑中見舞いのはきが、発売されて、従来より需要が出てくる、発行枚数の増大が予想されるわけですが、そうなつてくると今度は、暑中見舞い用のはきの絵の模様の印刷代は将来付加することはあり得るのですか。

○塩谷政府委員 将来、印刷して一種のはきとしての付加価値がふえるわけでございますので、現在の暑中見舞いはきはサービスといったことで、これは別段お金はいただかないで四十円ということ、季節感を添はせたものを印刷させていただきます。ただいてゐるわけでございますけれども、その辺はまた別途先考へてみたいと思つております。

○山田委員 いずれ将来は、暑中見舞いの絵入りはききの絵の部分の印刷代というふうなことで、発売価格に付加して発行するというようなこともあり得る、こんなような御答弁かと一応伺つておきます。

それから、郵便法の一部を改正する法律案関係でございますが、郵便に関連いたしまして冒頭ちよつと伺つておきたいのですが、角型のポストと比較をして丸型の郵便ポストと言つていいかと私は思つておりますが、昨年の内閣委員会、郵便事業百年の歴史のシンボルとして、あるいはまた郵便文化と申しますか、それらの普及の観点から、角型ポストにかへられた丸型ポストを廃棄処分というふうな形にするのは非常に残念なことであり、全国各地の小中学校などから教材用として譲与していただきたいという要望があれば、積極的にこれにに応じてあげたいかがかと御提案申し上げた経緯があるわけでございますが、その後、郵政省の内部で御検討なされまして、昨年からこれが実施されたというふうに承知をいたしてありますが、現在どのような状況になつておりますか。

○松澤説明員 お答え申し上げます。先生今お話しいただきましたように、昨年の五月十日でございましたが、衆議院の内閣委員会、先生から、不用となつたポストを学校などに譲与してはという御提案がございました。これを受けまして私も検討いたしました結果、教育用として学校等にこれを譲与するということにはいたしたわけでございます。それで、昨年の十一月二十一日でございますが、都内の小学校における第一号といひますか、第一号ポストの譲与式、これを行ひまして、先生の御意見、そういった教育目的の

趣旨というものが十分生かされるよう期待を込めまして、郵政大臣もこの譲与式に出席をいたしたような経緯がございます。

それで譲与の状況でございますけれども、ことの三月末現在の数字で申し上げますと、譲与の数が約二百五十本でございます。現時点、まだ申し込みを受けております数が約八百個となっております。これも今後順次譲与を実施していく予定でございます。既に取り外して保管中のものもございまして、十分これは措置できる、こういうふうに考えております。

○山田委員 全国にはまだ丸型一号ポストが二万個以上設置されているというふうに承知しておりますが、郵政事業、郵便事業の歴史的な象徴といえますか、そういうことでもありますので、ぜひひとつ継続して積極的な取り組みをお願いしたいと御要望申し上げます。

それで、この郵便法の一部を改正する法律案の中身をずっと勉強させていただきまして、けれども、大変結構な内容でございます。通常郵便物の大きな制限の緩和とか、料金後納制度の改善、あるいは転送料及び選付料の廃止とか、その他いろいろのサービス改善措置が盛り込まれておりまして、特段に不審な点とか疑問な点とかというのは私は持っておりません。ぜひしっかりと頑張っていたらいいと思います。ただ問題は、なぜ今出てきたのか、要するに、今までもっと一生懸命頑張ったのじゃないだろうか、なぜこうやってまとめて今出てきたのかという点でございます。この点、ちょっと簡単に最初にお話ししようか。

○逓信政府委員 たびたび申し上げるようで恐縮でございますけれども、やはり郵便のサービスがいろいろな意味で競争という条件下に置かれていくということでございます。そこでしかも、全国の津々浦々に御利用いただくネットワークを有しているということ、やはりこれは一つの国家的な財産といえますか、制度でもございますので、それを全体として有効に活用していただくために

は、どこをどう改めたらもっと有効に御利用いただけるのかという観点から、いろいろサービス改善について考えられる点を挙げたわけでございます。そういうことを通じてもっと郵便というものの需要が高まっていけば、やはり総体としての経営、郵便サービスの安定的な供給というものでできるわけでございますので、そういうことから今度の法律改正をしたわけでございます。

遅きに失したのではないかと御指摘もございまして、どうもでございますけれども、何はともあれ、とにかくこういってことを始めとして、これからもう一層サービス改善を考えていきたいというふうに考えております。

○山田委員 ここに郵便事業の損益計算という資料がございまして、この五十九年度の郵便事業につきましては当初百五十五億円の赤字が出る、こう見通しがなされておりました。仮に五十九年度赤字が出れば、五十六年に郵便料金の値上げをやっておりますので、これは四年ぶりの赤字転落、こういうことになるわけでございまして、当初の見通しでは百五十五億、郵便事業で赤字が出るとされておりましたが、現実には今どんな見通しでございますか。

今、局長から御答弁があったように、いろいろな御努力をなされてきた、それが効果を上げてきたという部分もあるかと思ひまして、改めて伺うわけでありますが、五十九年度の赤字は見込みは百五十五億なのか、あるいはそれよりかぐつと圧縮をされた赤字幅というのが見通しされるのか、その辺についていかがですか。

○高橋(幸)政府委員 お答えいたします。五十九年度の決算につきましては、計数をたていま取りまとめ中でございますので、はっきりした数字を申し上げるわけにいきませんこと、御了承願ひたいと思ひますが、現時点で私が得た情報その他を勘案いたしますと、百五十五億、先ほど郵務局長も御答弁いたしましたように、何とか解消できるのじゃないかというふうな感触を得てお

ります。○山田委員 済みません。一番最後のところ、何とか解消できるんじゃないかというのは、百五十五億の赤字は出ないで済むだろうという意味でございまして。

○高橋(幸)政府委員 そのとおりでございます。○山田委員 これは大変なことでございます。百五十五億赤字を昨年見通しされていて、百五十五億の赤字が出ないで済むだろうということになりますと、これは大変結構なことでございます。まず郵便事業の収支の改善に努力してきたという一つ一つの成果というのが実ってきたというこれは端的な証拠でありまして、私は心からそれは大変結構なことだと喜んでおります。

そうなりますと、昨年の見通しでは、さらに今年度、六十年度は三百五十五億円の赤字が郵便事業で出るんじゃないかとやはり昨年の見通しで出ていたわけでありますが、六十年、今年度につきましてはどんなことになりますか。五十九年度が要するに、百五十五億赤字にならないで済む、黒字になるという意味ですから、六十年度はどんなことになりますか。

○高橋(幸)政府委員 お答えいたします。予算どおりになりますと、五十九年度年度末単年度百五十五億の赤字、五十八年度年度末におきまして二百一億の赤字がございまして、合計いたしますと三百五十六億という予定になるはずでございます。それが大体百五十五億赤字が出ないということになりますと、百五十五億をゼロとい

たしました場合においては、大体二百億程度の赤字、そういういたしますと、六十年度の予算三百五十五億の赤字を計算しているわけでございますが、予算どおりに行かれましたといたしまして、三百五十五億プラス二百億、約五百五十五億程度の累積赤字になるのではありませんかというところに相なるかと思ひます。

○山田委員 繰り返して申し上げるようでありますが、昨年の見通しでは、場合によっては六十一年度あたりもう一回料金値上げの話が出てくるかなんという、こういういきさつがありまして、そういうものですから、ただいまの御答弁を伺いまして非常に安心もしているし、また、それだけ今後の御努力を継続的な一層推進をしていただきたい。そして、四年ごととか五年ごと、六年ごとに循環的に料金値上げ、そして今度は手紙離れ、そしてまたそれが赤字につながるような料金値上げ、こういう悪循環から何とか脱却したいという、郵便事業に特に携わる皆様、そういう決意、熱意というのか、そういうものがここに実を結びつつあるんだ、私はこういうふうに理解をしたいと思います。私はいくつかの点に理解をしようと思ひます。

○高橋(幸)政府委員 五十九年度の決算の数字、先ほど申し上げましたようにたていま取りまとめ中でございますので、どの部分からどういふふうな形で百五十五億の赤字が切れるのかつまびらかにしてございません。したがって、その原因と申しますか理由と申しますか、今の段階ではつきりこうだということをまだ申し上げかねるわけでございしますが、今、委員御指摘のように、私ども企業努力と増収、あるいは経費の節減のあらわれということもその重要な理由の一つであろうと考えておるところでございます。

○山田委員 宅配便は先ほど来議論されておるところでございます。しかし、落ち込みに非常に歯どめをかけられた、そういう状況が今出てきているわけでございまして、宅配便も含めてこの郵便事業、ひとつそういう料金値上げ、赤字、そしてまた料金値上げというように悪循環を絶ち切るように、根本的な企業経営の改善というものを今後ともぜひひとつお進めをいただきたい、このように思っております。次に、郵便事業と新電電の電報改革の関係でちよつと伺っておきたいと思ひますが、毎年千二百億円の赤字を出していた、こう言われておりますNTT、新電電の電報事業がこのたび改革をされる。電報用に郵便局に配置されております約四千人の郵政省の職員、これはどういふ

処遇をなさるのでございますか。要するに、今まで郵政省に電報の配達を委託していたNTTがそれを打ち切つて、そして全部民間委託にしよう、こういうような改革がなされるわけでありまうけれども、その電報用に配置されている職員が郵政省に四千八百人おられる、こういうことであるので、それがなくなると大変なことになるのだらうと思ひますが、この四千八百人の職員の方々とどういうふうな処遇なさるのでございませうか。

○逓谷政府委員 私どもこれは長い歴史がございまして、昭和二十七年以来、減員数が六万人を超える電信電話受託業務の合理化を行つてきておるところでございまして、これに伴う余剰人員は、これまでの例でいいますと、旧電電公社への転出、それから他の郵便局への配置転換、それから退職、こういうような方法によつて解消してきたところであります。

六十年度以降におきましてはこれまでどおり合理化を行つておられますけれども、何と申せば今後の合理化は、山間辺地に所在する郵便局が中心になるために、今おつしやいした過剰人員の解消というのが大変難しい状況になるわけでございます。したがつて、退職及び配置転換を含めてこれまで以上に過剰人員の早期解消に取り組んでまいりたいと思ひます。

なお、配置転換をしていただく場合に当たりましては、私ども当然のことでございますけれども、本人の適正、経験、通勤状況など希望を十分に伺つて措置したいと考えております。

○山田委員 そうしますと、委託料で見えてまいりますと、今まで郵便局に配置された約四千名の方々が電報が配達されておつたわけでありまして、大体四百八十万通、これが郵便局員の手で配達されております。それは配達をしてもなくなつても委託料はお支払いしますよということになつておりましたから、年間大体四百三十三億圓くらいの委託料がNTTというか、旧公社時代の電電から郵政省に入つていた。今度それが出来高払い制ということになるそうですが、そうなります

と委託料というのは、大体三十億圓くらいになるだらう、こう言われております。そうなりますと、四百十三億と比べますと従来の十分の一以下の委託料。そうすると、財政的にも郵便事業に与える影響は小さくはないと思うのですが、この辺はどうかでございますか。

○逓谷政府委員 出来高払い制になりますと、確かに委託料は減るわけでございまして。ただ、郵政事業特別会計の収入及び支出はそれぞれの事業ごとに経理しております。電報業務の受託費が減りまして、それは電通業務というものの収入項目を立てておられます。電通業務の収入の減といふことで経理される建前になっております。したがつていま郵便を初め貯金、保険、その他の事業には直接かわりがないということになるわけであります。

ですから、電通受託業務収入の減に對しましては、電通事業の支出を減らすこと等によつて対応していくことになるわけでありますけれども、これにつきましても、六十年度から六十四年にかけては電通合理化を行い、約四千人の定員を減員していくことによりまして、この減収分をカバーしていくといふことと考えております。

○山田委員 御答弁にもありましたように、六十年度から向こう五年間で段階的に職員の数を減らしていき、あるいは配置転換とかいろいろ考えながら対応していくということでありませう。

補償金がNTTから郵政省に向こう八年間、六十年度から六十八年度まで総額九百七十一億圓という補償金が支払われる、郵政省が受け取るということになるわけでございますが、そういう中で、これは手切れ金という言われ方もしているように、これは郵政省としては将来、電報の業務から完全に手を引かれることになるのですか。要するに、将来はNTTから委託を受けることはもうなくなるんだ。NTTの方は今一〇〇%民間委託しようとしている。民間委託ということになれば当然郵政省、郵便局に頼むことはないのだからと思うのですけれども、郵政省としてはどういふこ

とになるのでしょうか。電報部門は出来高払い制になつても、NTTから補償金を全部いただいた後も、また何か御関係を持たれるわけでございませうか、それとも切り離すのですか。

○逓谷政府委員 補償金と申しますのは、定員方式でありましたの出来高払い制に切りかえて過員になつたのをなかなか消化できない、それを埋め合わせる経費としていただくわけでございまして、合理化が完了しました後、つまり、その仕事を処理する定員を配置してない状況におきましては、出来高払い制というシステムのもとで仕事をやっていくつもりでございます。

○山田委員 きょう審議させていただきますのは、法案は、郵便法とかお年玉つき等の法案ということでありまして、郵便事業、郵政三事業の関連の中で、小口預金の金利の自由化につきましても、せっかくの機会でございますので、皆様にお許しをいただきまして何問か質問させていただきますと思つております。

まず、我が国の金利につきましては、民間の預金については大蔵省、日銀、郵便貯金については郵政省がおのの別々に決定するという二元方式になっております。この金利の自由化問題については大蔵省の考え方というのは、二、三年のうちに大口の預金金利の規制を緩和あるいは撤廃して、小口預金金利の自由化はそれから検討する、こういう方針が既に出来ているわけでございませう。

大蔵省にも来ていただいていると思ひますが、この小口の預金金利の自由化は、最初に大口から始まりますから、自由化の最終段階で検討するということでございますけれども、これは大分先になるのだなという印象です。あるいは、小口の預金金利の自由化はやらないうちのじやないか。大蔵省はその点で、小口の預金金利の自由化は困難だ、難しいと見ておられるのですか、それをちよつと御答弁いただきたい。

○溝口説明員 御指摘ありましたように、昨年五

月に大蔵省におきましては、金融の自由化の現状と展望という文書を発表し、さらに日米とのやりとりの中で円ドル委員会の報告書を発表したわけですが。

現状と展望におきましては、小口預金金利の自由化については、項目として大口預金金利の後に来られるものだから、その後を検討すると思へられる方もおられたわけでございませうけれども、私どもとしては大口預金金利の自由化を進めつつ、その様子を見ながら今から検討していかなければいかぬ課題だと考えております。

難しいかという問題でございませうけれども、御承知のように現在の金利規制というのは、戦後昭和二十二年から臨時金利調整法によつて続けられているわけでございませうけれども、実はその前から民間に金利協定がございまして、それは独禁法との絡みで民間が協定するのはやがて悪いといふことで、法律の体系に改められて現在に至つておるわけでございませう。

したがつて、戦後今に至るまで三十八年間、こういう措置が続けられているわけでございまして、それはいろいろの功罪があつたかと思ひますが、しかしなかなかこれを一挙に撤廃するわけにはいかない。現在の金融の秩序あるいは信用の秩序と申しますのは、こういうものをベースとしてできておるわけでございませうから、急激にはなかなかいかない。特に小口は量が多うございませうし、金融界に対する影響も非常に大きいわけでございませうから、仮に小口預金の金利まで自由化、弾力化された暁にも、金融秩序が維持されるというふうな仕組みを我々としては準備しておかなければいかぬわけでございまして、今その準備を進めているところでございませう。

○山田委員 今までの大蔵省の考え方は、大口預金金利の自由化を二、三年かけてやつて、それから小口を検討するといふところから、今御答弁を伺いますと、同時並行的にこれは進めていかなければならぬ、検討していかなければならぬといふふうに、大分姿勢が変わつてきておるのかなと

いう印象を受けております。

そこで、小口の預貯金の金利の自由化を後回しにすると、小口の預貯金をしていらっしゃる皆さんの利益が非常に守られないというような批判がありまして、したがって、大口と小口と同時に検討し、自由化に踏み切るべきだろうという意見も非常に強いわけでありまして、その点についてはどういふふうに思われておりますか。

○溝口説明員 金利の自由化は漸進的にやっていく必要があるというのは、そういう金融秩序に急激な影響を与えないようにという配慮でございます。その際に、なぜ大口からかと申しますと、現在、現実の問題として銀行とか機関投資家等による短期の金融市場が、伝統的な預金市場の外で自由金利市場として発展してきている、こういう金融市場と裁定関係にある大口預金を規制していくのは適当でないということから、大口から始めておるわけでございます。

その際、小口はどうかという御質問でございますけれども、預金につきましては、単に金利だけの面じゃないいろいろな要素があるのだからと私は考えております。

例えば現在、金利が自由化されております譲渡性預金というのがございまして、あるいはことしの三月から開始しました市場金利連動型預金というのがございまして、これらはいずれも短期一六カ月の金融商品でございます。個人の場合は大体二年定期、郵便局でございますと定期貯金、これは十年でございますけれども、大抵老後のこととか住宅資金をためるということで、長期の資金として預金する場合があるわけでございまして、それとそういう短期の大口の商品の金利を直接比較するわけにいかないという面がございまして、それから、今自由化されているCDとかMMCというのは大体一カ月とか六カ月のものが多いわけでございます。書きかえるたびに金利が変わっているというリスクを負うわけでございまして、しかし通常我々が預金する場合は、二年とか三年とか、一たん預入しますとその金利が保

証されるという面もございまして、

さらに金融機関にとりましては、例えばCDでございまして大体五億円ぐらい、五億円以上の単位の取引でございまして、普通私どもが例えば五十万預金するということになりますと、五億集めるためには千倍の手間がかかるわけなんです。ということで、小口であるがゆえに金融機関にとりましては、取り扱いコストがかなり高いという面もございまして、今は規制金利で上限金利が決まっておりますから、そういう意味で、大口も小口も同じ金利が適用されているという面があるわけでございまして、御指摘のような単に金利の違いだけで云々するというわけにはなかなかない面があるというふうに考えております。

○山田委員 昨年の八月に郵便貯金に関する調査研究会がこの預貯金金利の自由化という報告書をまとめて発表されておりますが、その中で、今御答弁ありましたけれども、金利の乱高下から零細預貯金者の利益を守る、こういう大蔵の考え方に対しては、過渡的対策として預金金利については預金金利の下限を設定するという考え方が初めて打ち出されておるわけでございまして、

非常に私は有効である。大口と小口の預貯金の金利の自由化をしていく上において、小口預貯金の金利の乱高下によって預貯金者の損害といえますか危険をカバーする、守っていくということは非常に大事だということにおっしゃっていただきますけれども、じゃそれについては金利の下限を設定する、こういう新たな考え方が打ち出されているわけでありまして、時間もありませんので、簡単に結構ですから言ってください。

（吹田委員長代理退席、委員長着席）
○溝口説明員 預金金利の自由化と申しますのは基本的には、現在行われております臨時金利調整法による告示の上限金利を緩和、撤廃していくという過程で行われるわけでございまして、私どもとしては、上限金利を今直ちになくしまして下限金利を設けるということは、実質的に金利全般を自由化するのと同じでございますから、これはな

かなかとり得ないところでございまして、

○山田委員 大蔵省はこの小口の預貯金の金利の自由化に向けて郵政省に対して、金融自由化時代における預貯金金利の決定方式などについて協議を開始するよう申し出る方針を固めた、こういうふうに言われておりますけれども、郵政省に対して大蔵省、この協議の開催を申し入れられたんですか。

○溝口説明員 金利の自由化の問題につきましては、必要に応じていろいろな関係者とも相談、話をしておりますし、私どもが新しいことをやる場合には、事前にお話をすることやっておりますので、事前に話をすることやっておりますので、必要に応じて意見交換は行っております。

しかし、金利の自由化は先ほど申し上げておりますように、目下大口から小口へという方向で、金融情勢等も見ながら漸進的に進めていくというところでございまして、現段階で小口預貯金金利の自由化の具体的な方法でございまして、あるいは、その際の民間預金金利と郵貯金利の決定方式について、両者で協議、調整をするという段階まではまだ立ち至っておりません。

○山田委員 日銀の参加も求めるということですが、日銀にはこの件はもうお話をして、どういうことになっておりますか、郵政、大蔵、日銀と協議の話ですか。

○溝口説明員 私どもは、金利の自由化はいろいろな方面に影響があるわけでございまして、いろいろな分野でそれぞれ御担当の方もおられるわけですから、幅広く意見を聞きたい、聞いて私どもも考えていきたいと考えておりますけれども、現在、三者で協議をするところまではいっておりません。

○山田委員 仮に大蔵省から郵政省の方に、日銀を加えてこの大口、小口預貯金の金利の自由化についてしっかりと協議したい、こういう申し出がありましたら、郵政省としては基本的にこれはお受けするようになりますか。郵便法で大臣の御答弁

をいただかなくて、金利の自由化で大臣の御答弁をいただくのは申しわけないのですが……

○奥田政府委員 事務的な状況について前もってお答えすることをお許しいただきたいと思っております。

ただいま大蔵省からお答えございましたように、私ども、単に金利自由化の問題にとどまらず、郵便貯金に關係をいたします金融全般の問題について随時、必要な意思疎通、意見の交換ということは大蔵省といたしてございまして、その中で、この金利の自由化の問題についても、時々の状況に応じての意思疎通等は行っております。

特に郵政省といたしましては、先ほど大蔵省からお話ございましたが、小口の金利の自由化を考えていく上において、いろいろ検討して解決しなければならぬ課題があるという御答弁が大蔵省からもございました。言うなれば、環境整備その他の関係もございまして、それはそうだと思いますが、そうであればなおのこと私たちがとしては、小口金利自由化の実現に至る過程におけるそういった課題の検討や意思疎通というものを、より速やかに進める必要があるというふうなことを考えているわけでございまして、むしろ郵政省として積極的な、そういった小口金利の自由化の問題について、大蔵省との話し合いを質的により一層深めてまいりたいというふうな考えているところでございまして、

したがって、形式的に申し入れがあるのかないか、そういうことにはならないだろうと思っておりますけれども、質的になるべく早い時期にそういった意思疎通、話し合いを深めていく必要がある、むしろ郵政省として積極的にさように考えているところでございまして、

○左藤国務大臣 今、局長からお答え申し上げましたように、この小口預金と申しますか、というものは、特に非課税貯蓄ということだけ考えましても、法人、個人を問わずめますと全体の約六割ぐらいあるのではないかと思います。それが金

融機関におきますマル優と、そして郵便貯金がその大宗をなしているわけでありますので、そういう意味で郵政省としても、日本のこの一つの金融自由化の流れというものをしっかりとつかまえるために十分協議をして、そして預金者の保護という立場から物事を考えていかなければならないんじゃないか、このように考えております。

○山田委員 この問題は、アメリカの財界なども、小口の金利の自由化を要望してきているわけでございます。なかなか日本が小口の金利の規制を解かない限り金利が上がらずに、円安の傾向も改まらないというような声が出かかってきておる。あるいは、小口の自由化がなければ、それだけ個人の預金者が不利になるというような問題もあります。あるいは、公正な金利の自由化については、民間金融機関と郵便貯金と競争条件が公平に確保されなければならないという問題もあるでしょうし、あるいは、この郵便貯金の資金が例えば財投の原資として一元化して運用されているという問題とか、あるいは自主運用とかいう問題にもかかわる極めて大きな問題でございます。大臣からも今御答弁ありましたけれども、ぜひこの際、郵政省におかれてもあるいは大蔵省におかれても、日銀も加えてこの二省一日本銀行で、とにかくこの三者でしっかりと、今議論、協議を深めていきたいという御答弁もありましたけれども、例えば定期的に会議を開くとかということ、ひとつ実りのある成果を期待したいわけでございますが、ぜひひとつそういう方向で頑張っていたいただければと要望いたしまして、時間でありまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○渡辺委員長 永江一仁君。

○永江委員 大臣以下皆さん、本当にお疲れのところ、私が最後でございますから、あとしばらくお願いしたいと思っております。

この郵便法改正及びお年玉つき郵便葉書法の改正につきましては、私も内容的に何ら問題はないというふうに思っております。サービスの向上を

図っていくということ、これは大いに結構なことでございますが、一、二それに伴う問題について御質問したいと思っております。

一つは、郵便法改正の中の第五十七条三項でございますが、今回の改正でこれが新しく加えられた。この内容につきまして、先ほど若干御質疑がありましたけれども、より詳しくどのようなサービス向上をしていくのか、具体的な内容についてどうお考えになっておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

○塩谷政府委員 郵便は何と申しまして、その置かれてある現在の状況からいたしまして、いろいろ多様化したニーズに応じたサービスを機を逸しないよう適切に、弾力的に提供していくこと、その必要を痛感している昨今でございます。そういう意味で、今回新たに提供しようというこの五十七条三項の郵便の利用上の便益を高めるものでございますが、これはいろいろ国民のニーズを踏まえまして、郵便の利用が当然予定される場合におきまして、郵便の利用上の便益を高めるサービスを提供しようというものでございます。

具体的に申し上げますと、郵便の利用の円滑化に資する役割、例えば切手貼付サービス、あるいは受取人からの要請に基づく役割、例えば郵便物を郵便別に区分して配達するサービスなどを考えているところでございます。

○永江委員 今具体的な点は二つお話があったわけでございますが、切手貼付サービス。正直申し上げまして我々もすぐにとくるのでございますが、たくさん出すときにこれは郵便局に持っていく切手を張ってもらう、非常にアルバイト代が助かるわけでございます。しかし、これは料金を取るのじゃないかと思う。問題は、料金との兼ね合いになってくるのでございますけれども、その料金等についてはどういうふうに決定していくわけでございますか。

○塩谷政府委員 今、先生おっしゃいましたように、そういうサービスは料金をちようだいしていただきますことになろうかと思っております。その場合、そう

いったサービスの提供に要するコストといえますか、手間を考えた上で、それを償うだけのサービス料をいただきたいというふうに考えております。

○永江委員 その問題なんです、本当はサービスなら、ただでやってくれてこそサービスなんです。ただならサービスとして非常にありがたい。しかしやはり料金が必要。これは正直申し上げて、こちら張る方が、アルバイトを使ってもやる方が安ければ、幾らこういうことをやってもたいてい、実際サービスとしては成り立たないわけですね。しかも、皆さん方の今の考えの中で料金を決定していく、同時に、これに対応する人をさらに抱えていかなければいけない、こういうことになったときに、本当にサービス改善に結びつくのかどうか、私は若干疑問に思うわけでございます。

サービスをしたい、そして郵便物をふやしていくという気持ちはわかるのですけれども、いざ具体的に個々に詰めていったときに、今具体的に言われた切手貼付サービスにしろ、あるいは大きな会社で郵便別に分けて持つていく、恐らくこういうことだろうと思っておりますが、当然これは人手が要るわけですね、この人手をどうやって抱えていくのか。言うならば、この第五十七条三項に対する対応を人的な面からどう考えておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

○塩谷政府委員 今、先生おっしゃいますように、このサービスという言葉の意味でございますが、いわゆる出血サービスといえますか、お金をちようだいしないでサービスをする、こういうサービスと、これは私ども一種の郵便利用に密接に関連のある、郵便として出されることを予定したということ、いわばそこへ郵便物として持つていく、郵便物として必要が定まる、そういうものを誘導するサービスでございます。基本的にその郵便を引き受けて配達する、それ以外にこちらが手間をかけて提供するサービスですから、やはり料金はいただきたい。

もちろんその場合、お客さんが自分で人を雇ってやれば得だということになりますと当然、そういうサービスにはニーズがなくなりますので、その辺は私ども、どういう料金設定をすればそういうサービスを、お金を払ってまで受ける需要が出てくるかというのが予想されますので、そういう点も十分考えてやっていきたいと考えております。

○永江委員 この法律によりまして、そういったことについて審議会の議を経てですか、この七月一日から実施ということになるようになっておるわけですね。しかも、それで間違いないと。この法案が通れば七月一日からやると。

○塩谷政府委員 この御審議いただいております法案の施行期日が七月一日となっておりますけれども、これはその後、例えば審議会の諮問を含めましていろいろな手続をとりますので、具体的なサービスのスタートにつきましては七月一日より後になるわけでございます。

○永江委員 そういうことですか。七月一日から私は実行に移されるのではないかと考えたもので、すから、この時間的な余裕が非常に短いということとを大変に心配したわけなんです。

そういたしますと、今の予定では、七月一日以後にそういった審議会にかけたりして、実行はそれじゃいつからやるのですか、このサービスは。

○塩谷政府委員 法律が施行されるのが七月一日でございますので、それからいろいろ私ども、どのような具体的なサービスが迎えられるかというようなことも考えまして、そして、それについての料金の算定とかサービスの手順とかいろいろ考えまして、審議会の諮問とかいうような手続も経るわけでございますので、具体的に七月一日以降、何月何日の予定ということ、それからどういうサービスをやるといふこと、まだこの段階で申し上げられる状況にございません。

○永江委員 どうもだんだん煮詰めていくと、意気込みは大変結構なんですけれども、もちろん郵便の大きさの制限緩和等、確かに具体的なこと

があるわけですが、こういったその他のサービスは本当に真剣に取り組む——まあ何となくつけ加えておられるのであつては、余り意味がないと思うのです。

ぜひとも具体的なサービス業務、本当のサービスという意味から言えば、その局面においては出血のように見えても、郵便物に対する信頼とサービスがよくつたという意味での、大きく取り返すというぐらゐの、ある意味ではそれが商売気ということが言えると思うのです。お役所仕事の、これだけのものには人件費がかかるからこれだけの料金だ、そういうしやくし定規だつたら、これは本当の民間的発想のサービスとはやはり言いがたいですね。

そういう面から私は、より具体的な、しかも本当にこれはサービスだという国民に対するイメージを与えた中で、郵便というものの物数をふやしていくという出発点にぜひともしていただきたい、こう思うのでございますが、大臣、いかがなものでございますか。

○左藤閣僚大臣 先ほどからお答え申し上げておりますように、郵便事業というもののそのものが非常に問題を抱えて、これから大いに国民の皆さんの需要を喚起して、それにマッチしたサービスをやっていかなければ、財政そのものも非常に厳しい情勢にあるということでございます。

そういった点から見しても、今お話がございましたように、需要を喚起することができるといふ、国民の皆さんに郵便に対しての関心を持つていただくようなサービスというものを積極的にかえていかなければならぬのではないかと、そういう立場でこの五十七条の問題も取り上げていくべきだ、このように考えております。

○永江委員 そこで、先ほど来お話ししてありますように、サービス業務と言えどもやはり人手が要る、しかも、その人手は正規の職員なのかあるいはいわゆるアルバイト、非常勤職員なのか、これは非常に問題があると思うのでございます。そこで今日、郵政業務の中で、人の配置の問題

で私もいろいろ調べたり聞いておりますと、いわゆる非常勤職員、アルバイトという問題が大きく、そういうアルバイトの中に一部責任感の欠如というようなことでのいろいろ問題があるというところも、先ほどここで議論がございましたけれども、現在、この非常勤職員は全国的にどれぐらゐ使つておられるのか、それにかかつている人件費はどれぐらゐであるか、お答えいただきたいと思います。

○塩谷政府委員 お答え申し上げます。

非常勤職員の雇用数でございますが、昭和六十年、これは年間延べ人数にいたしまして七百七十八千人でございます。金額にいたしまして三百七億円となっております。

○永江委員 この延べ人数という計算でございますが、七百七十八千人のアルバイトをやつておる、これは正規の職員の人数比あるいは人件費との比較においてはどれぐらゐの割合になつておりますか。

○塩谷政府委員 正規の職員、いわゆる本務者と言つておりますが、これは昭和六十年の定員で申し上げますと十四万人でございます。それで、ちよつと比較しやすいように、非常勤職員の年間延べ人数七百七十八千人というのを一日平均にいたしますと、大体二万三千人ということで、本務者は十四万人、休みの者はおりますけれども、大体これが毎日仕事をしています、非常勤はそれに対応して二万三千人の平均人数だ、こういう勘定になります。

それから、本務者の人件費でございますが、七千二百五十億円になつております。

○永江委員 正規の職員よりアルバイトの職員の方が多という局があるように思いますが、どれぐらゐの局数としてありますか。

○塩谷政府委員 非常勤職員と申しますのは、郵便物が日によりましてあるいは月にによりまして、例えば月末とかあるいは年末とか、そういう日別、月別によつて波がありまして、それに対応するために置いたり、あるいは、本務者が訓練、出

張などをして穴があく、その欠務後補充、それから、業務が短時間に集中するピーク対策、こういったために雇用しております。

そういうことでございまして、恒常的な毎日毎日のルーチンの仕事を処理するためには、あくまでも本務者配置を基本といたしまして、非常勤の職員は補助的労働力ということで雇用することとしておりますので、限られた時間帯は別といたしまして、全体として本務者を上回る非常勤職員の雇用はないものというふうに考えております。

○永江委員 ないというお答えならそれで結構なんですが、私が聞いたところによると、ある局によればアルバイトの人件費の方が総額が高い、そういう局もあるというふうにも聞いておるのでございます。

これはまた一度もう少し具体的に調べてまいりますけれども、要は、これは今の郵政行政の非常に根本にかかわる問題かと思つて、そういう非非常勤によつてある程度やつていくというこの発想をどの程度にどうか、許容の限度ですね。正規の職員、仕事に波があるということとはわからぬでもないのでございますけれども、人の数あるいはその人件費の率からいって、普通以上にアルバイト、非常勤というものが非常に大きなウェイトを占めておるのではないかと、このあたりでございまして、郵政省としてはこれぐらゐのバランスがちょうどいいというお考えでございまいしょうか。

○塩谷政府委員 今申し上げましたように、郵便というものの作業、仕事の性質からいいますと、非常に日別あるいは月別の波動性、あるいは、ある時期に例へばイベントがあつて、そこに極端に郵便が差し出される状況が見込まれる、そういったときを見越して人を臨時に配置しなければならぬ。やはり事業経営の立場からいいますと、本務者というものは基本的な給与にいろいろ付加的な条件も考えなければいけません、できるだけその臨時的な業務量の増加ということに対応しては臨時労働力に頼つた方が、経営効率がよろし

いというふうには私は考えておられて、先ほど申し上げました非常勤の数、それから本務者の数、そしてそれに要する経費の比率というのは、大体妥当な線ではないかというふうに考えております。

○永江委員 このいわゆる非常勤職員の仕事の内容でございますけれども、例へて言うところ、外勤として郵便物を各家庭に配るといふアルバイトもありますね、一番我々の目につくのは、正直言つて私も学生時代に、アルバイトをやつたことがあるのですよ。ところが、こんなものは自分の家の近所こそ番地と名前がすぐわかるのであつて、遠うところへ行つたら、その手紙が何丁目何番地のだれという手紙を見ても、家を見つけないで、大変でございますし、これは最初の二週間や十日は本職の後をついていくだけで、そのうちにもう終わつてしまふという状態はつと続いていると私は思うのです。数だけはあつて、あるいは人件費はかかる、しかし本当にそういうアルバイトで用を足しておるのかどうか、こういう点について本当に真剣に考えておられるのかどうか。

私が言いたいのは、もつと正規の職員の方がきちつと仕事をしていく。その職場の中でも二割も三割もアルバイトの人がおるといふような職場はやはり荒廃していくんじゃないか。何となく締まりがない、無責任になつていく、そして正規の職員の方が——私は逆に言えば、アルバイト料を削つても正規の職員の人の給料を上げてあげる、そしてやる気を起こさせることが、郵政業務としての本当の姿でなかなというところを、本當に非常勤職員はそれほど役に立っておりますか。

○塩谷政府委員 郵便局におきまして非常勤職員を採用する場合には、確かに先生おっしゃつたように、未経験からくる処理能力の不足といふものが、最初そう見込んだほど仕事の消化が見込まれないというようなこともあるわけでございます。私どもは、いろいろ採用時に当たりまして訓

練をする、できた経験のある人、例えば年末学生アルバイトさんにいたしましたも、前年あるいは前々年郵便局へ来てくれた経験のある人は、局に来てもらうとすぐに能力を発揮してもらえらるで、できるだけそういう経験者を採用するようにしております。そういったことで、できるだけ所期の効果を臨時労働力でカバーできるように努めているところであります。

また、もう一つおっしゃいました本務者がしつかり仕事をしない職場の雰囲気という、これはそういう職場がどういうあれを指しておっしゃっているのかあれなんですけれども、きちんと職場規律を維持して、きちんと仕事をしてもらうようにいろいろ指示をしていきたいというふうに考えております。

○永江委員 大臣、ひとつ最後にこの問題につきましてお答えをいただきたいと思うのです。

学生アルバイトでも何年かすればなれると言われましたけれども、学生だって普通に卒業すれば四年ですから、そういった同じ者がやるわけではないんですし、そういった基本的なアルバイトで何とかやっていくということに、仕事の波との関係はわからぬでもないのですけれども、実際的には逆に言えば、非常にむだがあるのではないかと。

職場の荒廃のことについて、何を指摘しておるかかわらないという局長の御答弁ですけれども、しかしながら現実において、正規の職員のそういった職場規律との関係においても、この非常勤職員のあり方について基本的に考え直すべきではないかと思うのでございますけれども、大臣、いかがでございますでしょうか。

○左藤国務大臣 さきほどもお答え申し上げましたように、能率よく郵便事業を推進していくということが基本的に大切であります。それに関連しまして、要員も適正に配置して、本務者にできるだけ効率的に働いていただくかなんまりませんが、その間において、人件費を抑制するというふうな意味におきましても、非常勤のある程度の使用は

やむを得ないと私は思います。しかし、今お話がございましたように、非常勤も役に立たないような形であつては何にもならないわけでありまして、そういう点の訓練の問題にいたしましては徹底してやっていき、そして、全体が効率よく郵便のサービスが国民の皆さんにおたえできるようにな形にしていかなければならない、このように考えております。

○永江委員 この問題はこの程度で終わりますが、私は、やはり正規の職員の方がいる程度給料をたくさん取って、そしてよく働いていただく、これが基本でなければならぬと思っております。

私は郵便行政に携わっておる現場の青年労働者とも何人会いました。去年の暮れには、彼らが給料袋の明細を私のところへ持ってきたのでございまして、これはよく見れば、貯蓄貯蓄や何かで引かれておりましたけれども、決して高くない。そういう中においては、給料を抑えろ抑えろという中で結局、これだけしかもらってないのだからこの程度に仕事をしておけばいい、足らずの分はどうせアルバイトを雇って何とかこなしていくだろう、こういうことの職場荒廃の雰囲気というものは、やはり非常に恐ろしいものがあるというふうには実は私は痛感したのでございます。

そういう意味で、正規の職員の待遇をよくすると同時に、働いていただく、そして言うならば、アルバイトの人件費をこちらへ回すというふうな基本的な体制というものをぜひ持っていたいただきたい。正規の職員が十四万人でアルバイトが二万三千人というのは、私はやはり多過ぎるというふうには感ずるわけでございますので、ぜひともこの点は御検討をいただきたいと思ひます。

あわせて、郵便業務は人手が要するというところはよくわかるのでございます。しかしながら最近はその機械化、機械化ということもかなり取り入れてきておるようでありますが、機械化は推進しておるけれどもやはり要員も増加しておるとい

うことでありますけれども、一体この相関関係はどういうふうになるのでございましょうか。機械化の推進が人の合理化につながらない、これはどこかに問題があると思うのでございますが、これはいかがお考えでございましょうか。

○塩谷政府委員 郵便事業におきましては、事業の効率的、合理的な経営を図るために従来から、郵便番号自動読取区分機の配備を初めといたしまして、機械化、効率化に努めてきていたところでありますけれども、郵便事業は何と申しましてその性質上、人力に依存する度合いが大変高いところから、機械化、効率化にもおのずから限界があるわけでありまして、一方、都市及び近郊発展地といったところでは依然として、都市の再開発、住宅地の拡大が行われておりますので、それらに的確に対処してお客様に迷惑がからないようにする必要があるのであります。

こういう申し上げましたような理由によりまして、極力要員の抑制に努める、機械化などによりまして要員の抑制に努めることとしていくわけではございましてけれども、他方、業務の正常運行を確保するためには、最小限の要員増がまた必要であるというふうな考えております。

○永江委員 先ほど来も郵政行政の赤字というものが心配されて、いろいろ議論がされておるわけでございます。今日、郵便物件数の動向を見ましても、ほとんどふえていない。そこでサービスというところで、こういった郵便法の改正等々になつてきたと思うのでございまして、このことも含めて、内部体制あるいは機構の改善、同じ郵政三事業といながら縦割りになつておつて、郵便配達の人材ももちろん、それに専念するのはしようがないといつたにしても、あるいは保険を勧誘する者、あるいはこちらの小包郵便の営業をする者、これはたいていばらばらになつておるような気がするのでございます。

この辺は、有機的な申しますか、もう少し総合的な人の配置、運営というふうな総合力の中で郵便事業全体の経営という感覚から、新しい時代に

に対処していくべきときがもう既に来ているわけではございまして、こういう点について、何か基本的なお考えを持っておるかどうか、見通しを持っておるかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○塩谷政府委員 郵便局におきまして要員配置につきましては、大規模局、比較的大きな局におきましては、専らある特定の仕事を担当する専制制、それから小規模局におきましては、内外別の、内務なら内務、外務なら外務というその総合服務制をとつておまして、これによりまして職員の能率向上、要員配置の効率化、それから業務の適正な運行が図られるというところで、いわばそういった形で人を配置して仕事を処理していくということが、長い歴史の中で定着してきているところであります。

しかしながら、毎度申し上げますように郵便事業は、人件費の経費が九〇％を占める人力依存度が大変高い性格を持っております。経営コストを軽減して事業財政基盤の確立を図つていきますためには、何にも増しまして適正に要員を配置して、かつ効率的に活用していくということが大事ではないかと考えております。したがって、担務間の互助共援、ほかの人のやっております、いろいろな助けたり、またやつてもらつたりする、そういうことで、縦割りでそう固定してないで互助共援ということについてもさらに徹底してまいりますとともに、先生御指摘の内外勤務の一体化ということにつきましても、今後の事業環境の変化に伴う業務量あるいは業務内容などの状況を見ながら、そういうものを実施した場合の問題点などについて研究してまいりたいと考えております。

○永江委員 これからもこの委員会等を通じましても、郵政業務が本当に近代化していくために郵政省もぜひとも御努力いただきたい、また委員会としても、それに対しましてできるだけいい智恵を持ち寄りたいと思つておるわけでございまして、今後この郵政業務の近代化。一方ではニュー

メディアということ、これが進めば進むほど、これまでやってきた郵政業務の足を食っていくという、まことに郵政省、今日非常に自己矛盾のようなお立場のような気がするのでございます。ニューメディアが進歩すればするほど、手紙も要らなくなる、あるいはすべて済んでいくというような感じがするのでございますけれども、そういう中で、これをどうやって近代化していくかということは、大変難しいと思うのでございますが、最後にそれに対する大臣の御所見をお伺いいたしまして、五時を過ぎますから、私の質問を終わります。

○左藤国務大臣 今、両者矛盾するというふうなお話でございましたけれども、これを何とか矛盾をしない形で進めていきたい。それには、今の事業の本身、仕事のやり方そのものに付きましても十分検討いたしまして、例えば今まで計算事務センターも簡易保険と郵便貯金と別々に開発してきておつたのを、もう少しオンライン一体化して仕事をしていくということによつても、そうした要員を削減していくことができるのじゃないかという点について、さらに検討する。共通業務についてもそうじゃないか。そういった点で、せつかくのニューメディアといいますが、コンピュータを使つて、そういうことについての事業そのものの近代化もまだまだ努力していく余地があるのではないかと、私はこのように思います。

郵政事業そのものにおきましても、そういった意味でのニューメディアを活用して合理的な仕事の仕方をする、そして定員も適正に配分してやっっていくというようなことによつて、事業の一層の活性化を図っていく、国民の皆さんの要望にもおこたえするような新しい仕事も開発していくということによつて、料金値上げをするようなことのないような形で国民の皆さんの御要望におこたえできるような体制に持つていかなければならない、このように考えておるところでございます。

○渡辺委員長 次回は、明十八日木曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することと

し、本日は、これにて散会いたします。
午後五時四分散会

第一類第十一号

通信委員會議録第七号

昭和六十年四月十七日

昭和六十年五月四日印刷

昭和六十年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W